

石炭鑛業 互助會報

第四卷・第十二號

昭和十四年十二月二十日發行

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行)
昭和十四年十二月十七日印刷精本 昭和十四年十二月二十日發行

目次

(卷頭言) (炭價値上を断行せよ).....	鳴 濤.....(一)
石炭不足の現状とこれが根本的開策.....	武内 禮藏.....(二)
鑛業報國運動の使命(上).....福岡鑛山監督局總務部長	榎本 謙吾.....(三)
鑛業に於ける職業性疾患(下).....福岡鑛山監督局醫學博士	松下 正信.....(六)
新興滿洲の石炭配給を見て.....	久保山雄三.....(三)
炭礦爆發防止に就て.....	町田 隆介.....(五)
参 考 資 料	
試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(十一).....	星 惣吉.....(七)
鑛業法改正案成る(試掘權者に採掘命令).....(四)
日滿支石炭の綜合的開發.....(四)
石炭増産の急務.....(四)
カーバイド配給統制規則.....(四)
第二回鑛業報國強調週間報告書.....(五)
石 炭 船 運 賃.....(六)
報(六)
地方共販遂にお流れ其他.....(六)
本 會 記 事(六)
重役會並理事會其他.....(七)
石炭鑛業權設定.....(福岡鑛山監督局管内).....(七)
炭 界 日 誌.....	財津原生.....(七)

十二月號

石炭鑛業互助會發行



若松 杉山 響洋

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市薬院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

店主 山田 菊次

電話福岡西②

(西) 二四三三
三九一四
一七二九
番番

出張所

東京市麻布區材木町七五番地
北海道釧路市富士見町二八番地
北海道上野原町南大通り
名古屋市昭和區邊通二丁目一丁目
名古屋市飯塚三番通五丁目尾目
福岡市飯塚二番通三番通
福岡縣後藤寺町春日井町
福岡縣西松浦郡山代町眞浦町
佐賀縣北松浦郡佐々木村眞浦町
長崎縣唐津市大島

電話赤坂二八八六
電話釧路九二九一
電話留萌二五九一
電話若松一四一五
電話飯塚三三三〇
電話後藤寺三三三〇
電話相模浦二二二四
電話唐津七一七二



—◁ 言 頭 卷 ▷—

昭和十四年度當初の石炭増産豫定數量は五百餘萬屯であつたが、本年九月迄の實績は、聯合會側は却つて九十三萬八千屯の減産にして、唯だ互助會並にアウトサイダー側が百四十七萬六千屯の増産となつてゐるので、差引五十三萬八千屯の増産となつてゐるが、これは増産豫定數量の約一割にしかならない状態である。

斯の如く、増産豫定計畫が遅々として進まざる原因は、炭礦勞働力の不足、資材配給の不圓滑、炭價引下等種々あるが、最大の原因は炭價の引下である。即ち政府當局は、昨年九月一日輸出入品臨時措置法を適用して、昭和石炭に對しては標準價格より約一割の炭價引下命令を發し、互助會に對しても相當額の引下を施行したが、炭價構成要素たる資材、勞銀、動力費等は本年九月十八日價格停止令の發動まで放任されてゐたので、其間生産コストは約二割乃至三割の増嵩となつてゐる状態なれば、企業採算は著しく變化し、甚だしきに至つては赤字を出してゐる炭礦さへあるのである。

一体炭礦業は地下企業なるを以て相當危険率を伴ひ、炭價は一般物價標準線を上廻すべき筈なるに不拘、炭價は昨年九月を以て釘付けされてゐるのだ。昭和九、十年の二ヶ年平均を一〇〇とすれば、本年八月に於ける炭價は三八、四%の上昇なるに、一般物價は五四、九%の上昇となり、汽船運賃は一四七、八%の上昇となつてゐる情勢であつて需要家の要望するところは、安價な石炭よりも、少々高くとも必要量だけ入手することである。

故に石炭の如く、全産業の原動力にして國力消長の推進力となるべき特殊重要物資に就ては、増産完遂を第一義として、この際相當炭價の値上を斷行し、増産又増産に全力を集中すれば、配給は圓滑となり、闇相場は絶滅し、漸次炭價は下落して、結局低物貨政策に順應する所以である。

鳴 濤

炭 價 値 上 を 斷 行 せ よ

名人五七名



相首伊ニワソツム



統総唯一ヲトツヒ



相首邦阿



長に壹聯リ
ニリ一タス



銀後天米
トルエザズール

J. Saitohara

石炭不足の現状とこれが根本的打開策

互助會石炭株式會社
專務取締役

武 内 禮 藏

現在我國の產業界に於ける最も重大問題は、總ての産業の原動力をなす石炭不足であらう、石炭飢饉が解消すれば、戰時下に於ける生産力擴充も或程度圓滑にならうし、電力、鐵鋼其他重要物資の不足も緩和出来るだらう。

由來我國は比較的豊富なる石炭資源を有し内地消費量の約九〇%見當を自給し來つたものであり、同じく戰時重要物資たる石油、鐵等とは著しくその事情を異にしてゐる。

勿論我國が戰時体制に入るや、石炭に對しては生産力擴充計畫を樹立して供給の増加を策したのであるが、政府當局の石炭増産対策は餘りに消極的として眞剣味を欠き、事變以來飛躍的に増大した需要増加に立ち遅れることゝなるに至つた加之昨冬より今夏に亘る渇水のため未曾有の電力飢饉から發電用炭需要の激増があり、供給は之に伴はずして需給不安は次第に深刻なる石炭不足への一途を辿りつゝある現状である。

斯の如く、石炭不足を招來した原因奈邊にありやと謂ふに大体左の如き三つの理由に因るものと思はれる。

第一、鑛山労働者の不足

事變勃發以來多數の中堅坑夫が應召した上更に特殊な傾向は近來軍需工業の勃興、主要産業の殷盛に伴ひ地下労働より地上労働へ轉向する者が多くなり、最近半島人労働者が相當入坑したが熟練者に代るに未熟練者の流入であるから出炭能

率は著しい低下である。即ち全國炭礦労働者の平均出炭高指數は、昭和十一年一月から八月に至る平均一〇〇に比し、十二年同期は九二、十三年同期は八七と逐年著しき低下を示してゐる。

第二、炭礦用諸資材の不足

事變以來鐵鋼材、鑛山用諸機械は著しく配給制限を受け坑道用レール、中型レール、支柱用レール、中空鋼、鑄鐵管、釘等は勿論坑夫納屋のトタン板に至る迄昨年度は最高六割までの使用制限を受け、其他カーバイト、ゴム足袋等も不足して新坑開發による増産は勿論現状維持さへも困難な炭礦がある。

第三、炭價の値下

更に増産計畫停滯の最大原因をなしたものは炭價の値下である。即ち昨年九月一日商工省は輸出入品等臨時措置法に基いて昭和石炭に對して標準價格の約一割五助會に對しても相當額の値下を強行せしめたが、之に反して諸機械鐵材類は勿論坑木、板類の木材、労働者の賃銀等は急騰に次ぐに急騰を以てし本年九月十八日諸物價勞銀停止まで一年間に於て約三割の生産費高となりてゐるが炭價は昨年九月を以て釘付となつてゐるので炭業採算が悪化するのには當然である。不合理な炭價の引下が炭業資本家の増産熱を冷却させてゐることは到底看過し得ない實情である。

斯ふした諸事情を反映してか内地の増産計畫は一樣に停滯を來たし、需要の急増に反比例してまことに心細い状態である。

即ち之を石炭鑛業聯合會の送炭実績について見れば、本年一月より九月までの間に於て、豫定の増産計畫に比し一樣に相當の減産を示してゐるは勿論前年度送炭実績に比しても九十三万八千屯の減産となつてゐる。たゞ五助會、アウトサイダー側が百四十七万六千屯の増産となつてゐるので差引合計五十三万八千屯の増産とはなつてゐるが、最初の計畫通り前年比五百万屯の増産は到底期待出来ない。

以上の如く、現在の石炭不足を招来したる最大原因は労働力の不足、資材の供給不足、不合理なる炭價の引下げが最大原因にして、このことは既に事變勃發直後に見透がついてゐたので、吾等は爾來數十回に亘り政府當局と折衝して陳情もし要望もしたのであるが、當局は只だ單に消極的な消費統制や配給統制に重點を置き、最近漸く半島労働者の移入、資材供給の緩和を圖る旨を言明してゐるが果して何の程度力癩を入れるか大なる疑問である。要は積極的に金、銅、ニッケル等の如く重要礦物増産法、國家總動員法の發動に依つて根本的打開策に乗出し前記三つの原因を共に脱み合せて総合的増産計畫を樹立し労働力補給、資材供給緩和を斷行し緊急炭價の引上げをなし以て現下差迫つた石炭不足を打開することが唯一の方策であると信ず。

今や我が國未曾有の重大時局に際し生産擴充を絶対必要とする時に當り石炭の増産は蓋し急務中の急務なり。石炭生産業者に與へられたる使命重大なると共に反面石炭消費者に於ても現下の石炭増産對策には生産業者と等しく之が打開對策に協力せられん事を切望するものである。

鑛業報國會綱領

- 一、我等鑛業人ハ光輝アル我國體ノ本義ニ則リ滅私奉公難局ノ打開ニ當リ皇運扶翼ノ大使命ヲ完ウセムコトヲ期ス
- 一、我等鑛業人ハ鑛業ノ國防産業トシテノ重大責務ヲ認識シ協心戮力之ガ進歩發達ヲ圖リ以テ鑛業報國ノ實ヲ學ゲムコトヲ期ス
- 一、我等鑛業人ハ勞資對立觀念ヲ一掃シ、勞資一體鑛山一家ノ理想ヲ具現シ以テ産業道ニ於ケル新秩序ノ建設ヲ期ス

鑛業報國運動の使命

(上)

福岡鑛山監督局
總務部長 榎本 謹 吾

..... 本文は榎本氏が鑛業報國強調週間中管内各炭坑にて講演せられた速記である。

一、前 が き

皆さん！近頃鑛業報國とか産業報國とか云ふ言葉を克く耳にして居られるでせう。其の言葉の意味がハッキリ分らなくとも、昭和十二年以來福岡鑛山監督局管下則ち九州全部と山口、沖繩兩縣下の全鑛山で事業主も従業員も一丸となつて、鑛業報國運動をやつてゐることを知つて居るでせう。諸君が働いて居る鑛山には鑛業報國會が結成されましたか？まだ結成されて居なくとも應ては此の會が出来るに違ひありません。此の鑛業報國會は産業報國會と共に政府も民間も協力して日本全國の會社工場鑛山に設立を勧めてゐるものです。我が福岡鑛山監督局の管内だけでも現在約二百三十の鑛業報國會が結成され、しかも此等の多數の鑛業報國會を指導するため、今年の八月福岡地方鑛業報國聯合會と言ふものが結成されました。更に中央で又東京には早くから産業報國聯盟といふ團體が出来て居り、正に全國を擧げて此の運動が進められて居る譯です。此の運動は官民勞資一體となつての運動ですが、何と言つても此の運動の土臺となるのは、最も多數を占めて居る勞務者の人達であつて、勞務者の人々が、どの程度迄此の運動を理解し且つ努力するかによつて此の運動が成功す

るか否かの分れ目になると言つても差支へないのです。

今や我國は非常時です。死ぬか生きるかの土壇場にあるのです。此の非常時局を乗切り支那事變を圓滿に解決するには餘程の覺悟をせねばなりません。而も最近までの我國は西洋の文物を取り入れるのに急だつたため、兎角日本古來の美風を忘れ、物事の考へ方まで西洋流を模倣するといつた有様で、そのため我國の社會が何れだけ毒されたか判りません。此の西洋流の物の考へ方を捨て、仕舞つて、日本の實狀に即した立派な産業道を打ち樹てるには何うしても諸君の努力が必要なのであります。

二、何故鑛業報國運動が起されたか？

支那事變の勃發によつて我が鑛業界は深刻な影響を受けました。勿論影響を受けたのは鑛業界だけではありませんが、鑛業界では特に石炭鑛業がひどい影響を蒙つたのです。

ではどんな影響を受けたかといふと、勞働力と資材の不足つまり人手の不足と鑛物を掘り出す材料の不足でありました。人手が足りなくなつた理由は事變のために多數の従業員が應召して聖戰に参加した上、軍需工場方面が急がしくなつて此の方面に多數の従業員が取られてしまつたからです。材料が足りなくなつたのも事變のため戦場や軍需工場方面に各種の材料が必要となり其の方面の需要が激増して來たので勢ひ鑛山で使ふ材料が足りなくなつて來た譯です。こんな有様で人手も材料も足りないにかゝはらず鑛山の仕事は非常に忙しくなつて來ました。福岡鑛山監督局の管内では事變が起る前までは毎月一割の割合で鑛物の産出量が増えて居たのですが、事變半ば後は逆に豫定より出ない許りが尠からず減少する傾向が見える様になつて來ました。さあ大變です。戰爭をするのに生命よりも大切な鐵や石炭や金や銅などが若し足りなくなつたらどうせう！あれだけの決心と犠牲を拂つて取りかゝつた今度の事變の目的が達せられないばかりでなく

もつと悲惨な結果に陥るかも知れません。人手や材料が足らぬから仕方がないではないかとすまして居ることが出來なくなつたのです。それで鑛山では人手を集めるのに寢食を忘れて一生懸命やりましたが、しかし矢張り集まりが悪い。從來世間では炭鑛や鑛山は此の世の地獄とか、鑛山で働いて居る者は人柄が悪いとか言はれ、これが募集にたゞつた位です。皆さん！斯んな恥辱がありませうか。かうした譯で人手が益々足りなくなつてしまつたのです。今まで坑内から姿を消して居た女の従業員が再び昔のやうに坑内で働くやうになつたのも皆此の人手が足らぬためです。しかし人手が足りぬと言つて居るだけでは鑛物は出ません。日本は益々困るだけです。今だから言へますが、八幡製鐵所！日本で一番大きなこの製鐵所で使ふ石炭が足りないといつて大騒ぎをしたことさへある位です。

しかし翻つて考へてみますと、戰爭をしながら人手や材料が充ち足りたら戰爭ほど有難いものはない譯です。人手や材料の足りぬのが戰爭の常です。従つて我々としては徒らに戰爭の常である此の人手や材料の不足を歎く代りに先づ如何にして此の苦しい立場を克服するかといふことを第一に考へるべきです。此の苦しい立場を克服して鑛業の國家的使命を達成する方法、それは次の方法より外にありません。即ち鑛業に従事する者は事業主たる職員たるを勞務者たるを問はずその職分の尊重すべきを知り各自の職場を通じ一致團結して鑛山一家の實を擧げ最善の努力を盡して鑛物の増産を圖り以て皇運扶翼の大使命を完ふすることです。鑛業報國！もう之より外に頼むすべはないのです。全事業主全鑛業員が報國の火の塊となつて立派に御用を果さう。人柄が違ふ等と言つて罵つた世間の人々に鑛山従業員の愛國の熱情を示さうではないか！かくして茲に期せずして鑛業報國運動の烽火が擧り、事變後約半年を経た昭和十二年十二月五日から其の實行に入つたのであります。之が鑛業報國運動が起された動機です。

三、鑛業報國運動とはどんなものか？

それでは鑛業報國運動とは一體どんなものかと言ふとざつと次のやうなものです。

① 鑛業報國運動は愛國運動であります。

事變に應召されて鑛山から續々と同僚が出征して行きました。鶴嘴を銃剣に代へ、作業服を投げ捨て、軍服を着用し、軍靴の音も高らかに、膂力に海を越えたのであります。此の姿を見るときもう黙つて居れなかつた、國を思ふ鑛業人の愛國的熱情は期せずして迸つたのであります。「鑛業報國號を献納しろ」と言ふ。「従業員は叫び聲が燃え盛る火の様に擴つて福岡鑛山監督局管内廿三萬の従業員は一致協力して昨年八月陸海軍に軍用飛行機四機を献納しました。これを見て如何に此の運動が鑛業人の愛國的熱情の發露であるかが分るでせう。

② 鑛業報國運動は啓蒙運動であります。

鑛業報國運動は社會一般に對する啓蒙運動であります。前に一寸述べた様に從來世間の人は、鑛山がどんなものであるかを全然知らないで、まるで地獄のやうな所と思つて居たのです。成る程昔の鑛山にはそんな所もあつたでせうが、今日の鑛山はすっかり昔と違つて居ります。

戦争にとつて鑛物ほど大切なものはありません。その大切な鑛物を掘るために一言の不平も言はず黙々として地下に働らく鑛山従業員に向つて、兎や角言ふものが世間にありますが、それは何たる侮辱、何たる冒瀆でありませうか！鑛山従業員も立派な日本人だ！愛國的熱情はこんなにあるぞと云ふ意氣を天下に示して世間の明盲に見せてやれ！こうした氣持が全従業員の血を沸き立たせたのであります。此の様に鑛業報國運動は社會に對する啓蒙的氣分の横溢した教化運動であります。社會の者から馬鹿にされて黙つて引込んで居る様な従業員は少くとも福岡鑛山監督局管内には一人も居らないであります。全部揃つて此の運動に参加して居るのは當然の事であります。

③ 鑛業報國運動は増産運動であります。

唯今の日本に最も大事なことは生産力の擴充であります。鑛物について言へば鑛物の増産を計ることが最も必要なので

あります。鑛物が不足しては戦争は出来ません。鑛物なしに戦争をすることは飯を食はずに戦争をすることと同様です。此の重要な鑛物を掘り出すべき鑛山が人手が足りぬため増産が出来ぬとあつては國家に對して誠に申譯がない次第であります。しかも實狀は鑛物は不足を告げて居るのです。我々鑛業人はまさに二本の腕を日本の腕とし二本の脚を日本の脚として、人の二倍も三倍も働らくべきです。正當の理由なき移動の如きはもつての外です。無斷缺勤の如きは非國民的行爲です。兎に角現在の我國の最も要求する所は二にも増産、三にも増産、三にも増産です。鑛業報國運動は實に此の鑛物の増産を計つて國家をして其の使命達成に誤りなからしめんとする運動であります。

④ 鑛業報國運動は再組織運動であります。

鑛業報國運動は事變が始まると直ぐ始められた關係から、事變のため起された一時的な運動であるかの様に誤解して居る人が相當多い様です。事變が勿論この運動の起るキツカケとなつたことは事實でありますが、さうかと言つて此の運動は事變が濟んだからといつて直ぐお仕舞ひにしてよい運動ではないのであります。

今までの日本の産業は、鑛業に限らず凡て西洋の間違つた思想に禍されて、實に誤つた方向に進んだ結果資本家と勞務者とが互に相争ふ様なことになつて居たのであります。諸君は大正の中頃から昭和の初めにかけて勞働争議が盛んに起つたことを知つて居りませう。之は資本家も勞務者も日本精神に基く産業の意義を忘れて居た結果です。日本には日本獨特の「日本の産業はかくあらねばならぬ」と云ふ根本の道がある筈です。此の根本の道を示して、鑛業は此の道によつて營まれ發展しなければならぬと云ふ、その道を指し示す運動が鑛業報國運動であります。今までの誤つた考へ方を打て捨て、鑛業人は其の日々の生活の上に日本精神を赤裸々に現はして天業を扶翼し奉らなければならぬと云ふ指針と自覺とを與へようとする日本精神發揚の運動であります。要約すれば、鑛業報國運動は、日本精神を基調とし、從來の間違つた考へ方や經營方法を綺麗に清算して、新産業道を建設せんとする一種の再組織運動であります。

四、何故愛國運動が必要なのか？

諸君！支那事變當初我國はひたすら不擴大主義で臨んだのでありますが、國民政府の背後にあつて蒋介石をあやつるいはゆる援蔣國家の策動によつて、事變はいつの間にか長期戦となりました。そして事變が永引くにつれ敵が支那一國でないといふことが、段々つきりと判つて來ました。敵は支那一國ではないのです！

世間では口を開けば口癖のやうに「我國は非常時だ！非常時だ！」といふ人がありますが、斯ういふ人達はこの非常時といふことを、果して何の程度まで理解して居るのでせうか？案外この非常時といふ意味を知らない人が多いのではないでせうか？その證據には斯ういふ人達に限つて非常時を口にしながら、その實、心の隅では「我國は神國だ！我國には神風が吹く」といつて安心して居るのです。非常時は單に支那事變や「ノモンハン」事件だけではありません。英佛の經濟的壓迫、日米通商條約の廢棄、勿論これだけで非常時といふわけには行かぬのです。非常時とは我國が死ぬか生きるかの瀬戸際に在ることです。我國を、此の我が大日本帝國を亡ぼさんとする國々に包圍攻撃されてゐることです！！

では、一體何んな國々が我國を亡ぼさうとしてゐるのでせうか？支那以外にどこが我國の敵國なのでせうか？

先づ敵國を探す前に、一應振り返つて我國の立場を顧る必要があります。我國は第一に所謂新興國家であつて現状維持國家ではありません。新興國家の常として我國はまた所謂「持たざる國」です。獨逸や伊太利の例を見ても解る様に、新興國家が伸びるためには何うしても現状維持國家の壓迫を蒙らなければなりません。「持たざる國」が持つためにも矢張り同様です。

次に我國は所謂君主主義國家であつて民主主義國家ではありません。現在の民主主義國家は民主主義國家に非ざるあらゆる國を全體主義國家とか獨裁主義國家と呼んで不當な壓迫を加へてゐるのです。第三に我國は所謂資本主義國家であつて共產主義國家ではありません。共產主義國家は世界革命を標榜して社會の平和を亂さんとしてゐるのです。

最後に我國は有色人種の國家であつて白色人種の國家ではありません。長い間世界を支配して來た白色人種にとつて、我國の目覺ましい擡頭は、驚異であると同時にまさに恐怖の的なのです。この小さい黄色い日本が癪にさわつてならないのです。

諸君、これで我國の敵國が何處の國であるかといふことがハッキリ解つたでせう。現状維持國家、民主主義國家としては英米佛です。共產主義國家としては赤色露西亞です。そして最後にあらゆる白色人種の國家です。幸に彼等白色人種は只今のところ、目前の利害に逐はれて同族相食んで居りますが、併し我々の皮膚の色の變らざる限り、いつかは反撃してくるものと覺悟しておかねばなりません。斯う考へて來ると現在の我國はまさしく四面楚歌—包圍攻撃の態勢にあるわけです。

ところで、今回の支那事變を利用しこれに便乗して、「打倒日本」の急先鋒を承つてゐる彼等英米佛露は一體何んな方法をもつて我國を壓迫してゐるでせうか？

彼等の中英米佛は經濟的壓迫によつて我國を營養不良に陥れんとし、露西亞は思想的壓迫によつて我國の平和を亂さんとしてゐるのです。即ち英米佛は、折角我國が高い原料を外國より買入れ、安い品物を造つて賣出さうとしても、所謂關稅障壁といふものを設け高い税金を課して仲々輸出させぬのです。さうかと思ふと他の一方では、支那や其の外の國に安い利子で多額の金を貸したり、戰爭に必要な材料をどしどし供給し乍ら、我國に對しては金は勿論一般軍需資材の輸入をも拒んで經濟封鎖を強行しようとしてゐるのです。又露西亞は得意の赤化戰術をもつて共產主義を宣傳し、階級闘争を激發して、國內のどさくさ紛れにあわよくば外蒙古や東波蘭と同様の運命に我が日本を置かんとしてゐるのです。

此の様に觀察して來ますと、我國の非常時局は決して四年や五年で終熄するものとは考へられません。今回の事變を三十年戦争だとか百年戦争だとか言ふ人がありますが、夫れも結局斯ういふ意味に外ならぬのです。彼の長期建設といふ言

葉も實にその必要から生れて來たのです。

諸君！現代の戦争は總力戦です！昔の戦争は戦場の戦争でしたが、今は國全體が戰場なのです。戦の庭に立つも立たぬも、誰一人戦士でないものはありません。産業人は産業戦士であり、諸君は鑛業戦士であります。老若男女、貧富貴賤の如きその別を問ふべき時代ではありません。諸君は大日本帝國の臣民です！大日本帝國の臣民として將又鑛業戦士として、諸君は今回の聖戦に赴くべき義務があるのです。一大愛國運動を展開して君國に奉ずる當然の義務があるのです。

長期建設の途上、或ひは日英會談とか、日米會談とか、或ひは日蘇會談とか、色々外交上の起伏はありませう。しかし結局外交は外交です。我々銃後の國民としては、飽くまでも最悪の場合を豫想し、何時如何なる場合に於ても充分これに對應し得る決意と實力をもつて行動せねばならぬのです。即ち英米佛の經濟的壓迫に對しては生産力の擴充を以て、赤色露西亞の思想的壓迫に對しては防共工作の強化を以て、白色國家の種人的壓迫に對しては有色人種の大團結を以て對抗しなければなりません。今後益々愛國運動を擴大強化すると共に、鑛業報國運動をしてその實を挙げしめなければならぬのです。現在の事態が永引けば永引くほどその必要があるわけです。

五、何故啓蒙運動が必要なのか？

俚諺に「佐渡の金山この世の地獄、登る梯子は針の山」といふのがありますが、今でも鑛山といふと此の世の地獄が針の山位に考へてゐる人が相當尠くない様です。そのため我國の鑛業はどれだけ發達を阻害されてゐるか解りません。従つて斯うした人々の誤解を解き蒙を啓くことが、鑛業の進歩發達を圖る上に、如何に必要であるか、蓋し説明を俟つまでもないと思ひます。

一概に鑛山と言つても其の中には色々な意味があります。鑛業を指す場合もあり、作業を指す場合もあり鑛山生活を指す場合もあり、又鑛夫即ち勞務者諸君を指す場合もあります。世間の人々の鑛山に對する誤解は此等各個のあらゆる場合に跨つてゐる様です。従つて此等世間の人々の誤解を解くためには右の各個の場合につき一應の説明を試みる必要があらうと思はれます。

先づ第一に、鑛業の重要性につき未だ一般に認識が足りない様です。果して鑛業は重要な産業でないでせうか？諸君試みに鑛業法を緋いて御覽なさい。その第五條には「帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鑛業權者ト爲ルコトヲ得ス」とあるのです。これは一體何を物語つてゐるでせうか？鑛業は戰時平時を通じ經濟上國防上特に重要であるから日本人以外のものには經營させてはならぬといふことですか？こんな産業が外にあるでせうか？あつたら教へて下さい又最近まで朝鮮に外國人の所有に係る金山が二つありましたが、政府は民間の會社を督勵し多大の犠牲を拂つてこれが回收を斷行しました。それといふのも鑛業が國防上産業上重要だからです。此等の例によつても如何に鑛業が重要であるかといふことが解りませう。

次に、世間では鑛山の作業を危険此の上もないものとして居りますが、果してさうでせうか？勿論、鑛山には全然危険がないとは言はれません。併し危険は鑛山に限つたことではありません。到る處に危険が轉つて居ります。街を歩いても自動車に轢かれる世の中です。それにも拘らず世間では、依然として、鑛山は危険だ、危険な鑛山に行つて働く氣はせぬと言ふ人が多いのです。職業紹介所方面でも一時は鑛山は危険だから人の世話は出來ぬとさへ言はれたものです。其の爲め鑛山は事變勃發後間もなく極度の勞働力不足に陥り、勞務者の募集難は今もつて緩和されぬ有様です。併し鑛山が如何に危険だといつても、事業主は、爆發でもすれば、多額の扶助料等を支拂つた上、仕事は休み修理もせねばならぬといふ譯で、結局災害防止の設備に要する費用よりも多額の費用を要することになりますから、最近はこの方面の豫防設備にも多額の費用を投じ、施設の擴張充實を圖つて災害の防止に萬全を期する様になつて來ました。それでも尙ほ鑛山は危険だから働く氣はせぬと言ふ人に向つては、第一線の將士を見よと言ひたくなるのです。如何に危険といつても銃後の危険な

ど高が知れてゐます。その危険をさへ恐れる様な人では、到底銃後の戦士などと稱する譯には行くまいと思はれます。

第三に、鑛山生活は人生のどん底であるかの如く言ふ人がありますが、果してさうでせうか？恐らく斯ういふ人々の大部分は、彼の有名な文豪夏目漱石の名著「坑夫」に影響されてゐるのではないかと考へられます。併し小説は小説であつて事實ではありません。小説中に如何に悲惨な鑛山生活が展開されてあつても現實はまさに正反對であるかも知れぬ場合があります。殊に此の「坑夫」は明治年代の鑛山生活を主題としたものであつて、これをもつて現在の鑛山生活を推す譯には行かぬのです。例へば現在の鑛山には監獄部屋などといふものはありません。國家の鑛山勞務者に對する保護も工場勞働者等と比し遙か以前に法制化せられ、雇傭條件その他につき各種の合理的な規定が設けられてゐるのです。そして全部が全部とは言ひませんが、現在の事業主の大部分も、作業管理の改善と共に福利施設の充實に種々心を砕いてゐるので

す。

一 鑛つて地下勞働は成程地上勞働に比し太陽の顔を見る機會に乏しいでせう。併し、夫れ故に鑛山生活をどん底生活といふならば、彼の艦底に働く機關兵は一體何生活といふべきでせうか？諸君、全國の鑛山には數十萬人の勞務者が働いて居ります。此の數十萬人の生活を全部どん底生活といふならば、何んとどん底の力強くも多いことではありませんか？

最後に、勞務者たる諸君の人格に關し兎や角批難する人が世間には餘りにも多いことです。數多い諸君の中ですから、勿論斯うした批難に値する人も決して尠くはないでせう。併し、全部がさうだといふならば、認識不足も甚しいと言はざるを得ません。諸君を尊敬せぬ人は鑛業を尊敬せぬ人です。何となれば、あの重要な鑛業に従事する諸君はまた重要人物だからです。しかし、諸君！諸君はそれだけに自重せねばならぬのです。他に卒先して生活の刷新を圖り能率の増進に努める—これが諸君に課せられた當面の重大責務です。若しこれに反して仕事を休み遊興に耽るならば、最後は恐らく次の様な結末となるでせう。

人毎に

春はぶらつき

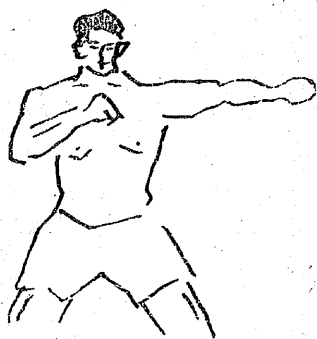
夏はあつき

秋はよい月

暮はまごつき

以上稍々鑛山なるものを美化し誇張しすぎた感があるかも知れませんが、併し、諸君！それだけの該りと満足とをもつて鑛業戦線に活躍して貰らひたいのです。そして鑛業報國運動の一分野として、絶えず他を啓發すると共に自己をも啓發して頂きたいのです。

(未完)



鑛業に於ける職業性疾患 (下)

福岡鑛山監督局
醫學博士 松下正信

五、十二指腸蟲病 (炭鑛)

歐洲各國では本病を大抵職業病としてゐるが多少事情を異にする本邦では職業病と規定されてゐないが、坑内業務とは少くとも過去に於いて相當密切な關係を持った疾病である。それは本蟲の感染経路が問題となつたからである。本蟲の感染経路には仔蟲の口より侵入する經口感染と皮膚を通じて侵入する經膚感染との二種がある。前者の場合は坑内業務とは關係無いが後者の場合は密切な關係がある。即ち蟲卵が坑内脱糞により散在し之より發育した仔蟲が従業者の皮膚を通じて侵入するとき業務と不可分の關係を持つのである。

産業醫學史を顧みると、十九世紀末有名な「サン・ゴクト」隧道工夫間に流行した貧血症はやがて全歐の鑛山に流行したが、之は十二指腸蟲に因ることが其後確認され其感染原因は當時坑内に於ける脱糞の風習より經膚感染によると認められたことが分るのである。翻つて本邦鑛山では坑内に於ける脱糞の風習は更に甚だしいと推想されてゐたので、以前から一部の學徒の間に關心を持たれるやうになり時々報告も出たが徹底した研究は無かつたので、大正の末期私は鑛山の本病について稍詳細な調査を成したから之を簡単に述べよう。

先づ多數従業者の蟲卵検査をやつた結果、現在従業者四三・七%の蟲卵保有率があり坑内外夫にすると坑内夫四八・六%坑外夫三一・七%となり、又保有者の坑内外別百分率は坑内夫六〇・五坑外夫三九・五となる。但し海底採掘坑では坑内感染はしないので(理由後述)それを除くと、右の比率の差は坑内夫六二・三坑外夫三七・七と更に大となる。當時の坑内は現在より遙かに不潔で高温高濕箇所多く脱糞の風習相當盛んで然も裸手裸足が多かつたから、坑内の經膚感染は當然あり得るわけで之が坑内夫と坑外夫とに保有率の相違を招いた原因と推定されたのである。そこで私は之を科學的に立證しやうと企て炭鑛坑内に於ける本蟲の發育と感染機轉に關する實驗を試みて次の成績を得たのである。

(一) 坑内感染原因の存在は坑内で採集した人糞を檢鏡して其半数本蟲卵若は仔蟲を發見したから確實である。
(二) 本蟲卵を含有する糞便を培養した坑内土壌の検査で凡そ三〇%許り仔蟲が移行することが分つた。之は近距離への仔蟲の傳播する事實が分つた。従つて坑道が汚染せられ感染機會に富むことを推察し得る。

(四) 本蟲發育状況を現試験場としたが乾燥箇所や低溫箇所では完全な被胞仔蟲にならないが、普通に多い高温高濕潤の作業場では地表試験室に於ける場合よりも早く約五日間で完全な被胞仔蟲に發育することが分つた。因に其平均温度は二五・五度平均湿度は九四・三%であつた。

(五) 坑内水の性状の化學的検査もやつたが、海底採掘坑で海水と同量の食塩を含有する坑内水で培養すると發育しないが、一般に多い弱アルカリ性又は中性反應の坑内水で培養すると良く發育することが分つた。海底採掘坑では坑内外の本率の差は殆んど無い。尙之等坑内水の水素イオン濃度(之は溶液の性状と強度とを精細に示し規準)を測定すると、三・〇—六・三の間にあることも分つた。そして本蟲卵發育の抑制には水素イオン濃度は少くとも一・五以下の強酸液たることを必要とすることも同時に分つた。

かくて坑内に於ける本病感染は明確に存し得ることが立證出來たのであるが更に之を別の方面から觀察してみた。それ

は當時蟲卵保有率との關係に就いてである。

調査の結果によると、現在坑内夫の蟲卵保有率は既往に於ける坑内夫の場合は既往に坑内夫の經驗有る者の保有率が無き者の夫の倍率となる。又坑内の勤続年數の増加に比例して本蟲卵保有率が増し坑外の勤続年數の増加に逆比例して保有率が低下すること等が分明した。之等の結果は坑内就業が如何に本病罹患に重要意義あるかを示すものである。

以上三種の方法即ち職業の變遷に關する史的調査蟲卵検査による統計的觀察坑現場試験による實驗的觀察等によつて本病の罹患が坑内作業に密接な關係があることが確實になつたのである。然らば本病を坑内夫の職業病とすべきやと謂ふに左様簡單には參らない。それは本邦では經膚感染を相當重要視しなくてはならないのである。

即ち坑内夫が經膚感染により罹患することを考慮する要がある。勿論坑内夫の高率なるは經膚感染に由來すると觀られるが、他の職業群とも比した結果直ちに本病を炭礦坑内夫の職業病と認定するは早計と考へられるのである。寧ろ上述の事實を認識して坑内夫の罹患率低下に努力することが何より必要である。そこで吾々は衛生思想の向上と衛生設備の改善とに先づ努力したが、礦業警察規則改正の審議に際し私は坑内脱糞を嚴禁すべく、先決要件として坑内に便所を設置すべき一條を追加することを異論を排して強く主張した現行礦業警察規則第六十四條が其結果である。同時に採炭が機械化され集約採炭となつた結果不潔個所が少くなつてきたことも好都合であつた。かくて約十年後昭和九年再調査をやつた際は蟲卵保有率坑内夫一六%坑外夫一%と低下し良好な成績であつた。

斯様な次第で今日では本病は昔日程問題とするに足らなくなつたのは洵に欣快の至りである。

六、壓搾空氣使用機の使用による疾患

壓搾空氣使用機を使用すると其の振動の爲めに心身の障害を招くのであるが、鑛山では手持鑿岩機使用により運動器に

障害を起す場合が多いのである。

本疾患は現在尙ほ職業病として指定せられてゐないが、既に問題となりつゝあり又將來益々注意せらるべき疾患である。鑛山に於ける場合は手持のジャックハンマーの使用により本病を招來するのが普通であつて、利腕で支持して使用するために鑿の振動が上肢より肩胛胸部頸部頭部に傳はるのである。使用後早い場合は半月許りで神經衰弱様症狀を發し頭痛疲労感不眠等を訴へることがある。本病には特定の病名は無いのであつて各系統別に症狀を略記することにする。

骨系統では利腕の手掌關節腕關節肘關節肩胛關節等に病的變化を來たし、關節痛や時には關節面の磨滅や關節囊の化骨を招くこともある。

筋肉系統では前膊筋上膊筋大胸筋背部筋頸部筋手指筋殊に拇指球に疼痛が起り、粘液囊炎や腱鞘炎等を來たし甚だしい際は筋萎縮症や化骨症を招く。

神経系統では前述神経衰弱症や血管運動神經障害により手指殊に小指の蒼白症や無感覺を起し甚だしい際は壊死に陥ることがある又局所血管痙攣は一部逆流する冷寒な壓搾空氣により悪化して知覺異常や知覺麻痺を招來するに至ることがある。尙ほ振動と共に相當な騒音を發するので聽器に影響し耳鳴や難聽を招くことが往々ある。

以上のやうな症狀を呈し早期に作業を中止すれば完全に治癒するが長期繼續すると前記症狀が固定して後遺症狀を貽す虞れがある。

本症の豫防としては鑿岩機の使用時間を可及的短縮すること又出來るならば手持式を廢することが必要である。

本症と慢性ロイマチスムスとの間には種々議論もあるが到底壓搾空氣使用機を無視することは出來ない。たゞ病理の未だ不明確な點があり又發病素因をも重要視しなくてはならないが、作業の實際狀況を顧慮して歐洲では一般に職業性疾患として取扱つてゐる。

本邦では未だ一般に注意が比較的淺く又前述のやうに職業病として指定こそされてゐないが、今後事業の發展につれて充分關心を要する疾患である。因に九州の炭山では石西博士が相當多數例に接して其報告を出してゐる。

結 論

以上で鑛業に於ける職業性疾患中最も重要なものについて概説したのであるが最後に職業病の決定に關聯して一言したいと思ふ。

外國では多く職業病を列擧式に其病名を規定してゐるが、本邦では業務上疾病に懼り云々といふ辭句を用ひて業務上なりや否やの判定は其都度決定するやうに解釋されてゐる。之は法律技術上一見間然する所無いやうであるが、専門的見地から吾々の反對してきた所である。然るに昭和十一年當時の内務省社會局は工場鑛山を通じて約二十種の疾病を職業病として列擧指定したのである。勿論「其他業務に因する疾病」なる一條を挿入することは忘れてゐない。右指定疾病中鑛山に關するものは既述のワイル氏病・坑夫眼球震盪症・珪肺・熱中症の四種である。列擧式の指定は吾々の主張に合致する所であるが其決定は是非専門的見地よりしなくてはならぬ事務家の常識論は固より禁物であるが専門家と雖も初めて接した疾病に對しては輕率に決定することは許さるべきではない。職業性疾患の決定には産業衛生専門家より成る權限ある職業病委員會を常設し、必要に應じ隨時會合して充分検討した上で當局より指定すべきであると思ふ。

それについても考へられることは職業病の研究機關の設立である。先年滯歐中私は諸所の産業衛生研究機關を視察し、現場と研究所との連絡の圓滑な點について啓發せられる所があつたのである。

産業現場を中心とした産業衛生研究機關こそ獨り職業病の研究のみならず、災害防止其他凡ゆる産業衛生の重要問題解決の唯一基礎であり産業の健全なる發達に不可欠の要素と謂ふべきである。殊に人的資源の切實なる需要と然も之に應じ

かねる現状では一層産業衛生學の實地産業への導入の要が痛切に感ぜられるのである。

九州は由來鑛山玉國と稱せられてゐる。此の大炭田の中心地に鑛山衛生研究所の一つ位あつても好いのではないだらうか。(完)

新興滿洲の石炭配給を見て

久 保 山 雄 三

新京の一小賣問題であつて、こゝに事更へんをこるまでの事でも無いと思ふが、事は小ながら立法によつて解決されんとして居り、且つ現に内地で石炭共販會社案が租上に擧げられて居る際何等かの参考にもならうと思ふから敢へてこゝに一文を筆した譯である。

石炭商を許可制にせよとは何事だ

最近國都新京に於ては石炭が暗からくへ、需要増に對する供給不足の虚に乗じて暗相場で横行してゐると云ふ、そして當局は之を撲滅すべく躍起となつて之等の不屈げ者に最後の太鐵槌を下して一網打陣の檢擧となつた譯だ。處が私の最も意外に思つたことは此責任は市内に多數の朦朧業者があつて、之等朦朧のやつたことで全滿の統制權を掌握して居る日滿商事の責任ではないと日滿商事會社當局の辯である。

私が日滿商事の當事者へ更めて聴きたいことは、何の爲めに滿洲では石炭の配給權を日滿商事一社に與へてあるのかと

云ふことである。大体配給の統制とは或る一つの物品が整然たる配給機構の下に、生産者より需要家の手まで明瞭に一点疑問視される處なく到達せしむることにあるのである。今日滿洲の石炭が一屯でも日滿商事の手を通せずして市場に出る筈は絶対にないのである。その禁制の石炭が市場にあると云ふこと自体が不可解ではないか。一体日滿商事は石炭を何處へ出して居るのだ。少くとも日滿商事が一貫した統制の下に石炭の配給をなす場合、勿論第一、第二といくつかの段階であることは云ふまでも無い、しかしして日滿商事が或第一の取次店に渡す場合は、その第一取次店に全幅の信頼を置き得るものでなければならぬのである、而して今日の如く石炭に關する限り絶対の特権を持つて居る以上斯様な適當なる取次者を得ることは極めて容易な筈である。更に第一の取次店に又同様の特権（地域を區切つて）を日滿商事は與へて置けば之等第一取次店は次の第二取次者へ渡す場合も同様全幅の信頼を置き得る者を選べば、其通過する段階が假令何回であらうとも石炭は整然として目的とする需要者へ行き互るのである。

素より如何に全幅の信頼をなし得る人であつても、そこに更に取次業者が不正をなし得ない様に保證金或は罰金若くは損害賠償と云つた形式のもとにかたい契約が交されて居れば、根が商賣人なら決して僅かな目前の利益の爲めに本業を台なしにする様なことはしない筈である。然るに日滿商事は石炭配給上の取引技術は何等考慮する處なくして石炭小賣業を許可制度にすべし等と云ふことは、今日官廳の事務繁雜を極め人不足に悩んで居る時、更に役所をして煩すのみにして何等得る處無きものと云はなければならぬ。私をして云はしむれば既に石炭の公定相場は嚴として定められ、苟くも之に違反するものがあるならば法は嚴肅に罰するのである、而して日滿商事は全滿の一手販賣權を掌中に納めて居ながら以上石炭に對し法的發動を求めんとすることは徒に警察の窓口を繁雜化することあるのみだ。大体許可營業なる制度は日常衛生、治安其他常に充分たる監督を要するものに必要とするものであつて石炭などに其必要性は毛頭無いのである。尙現實の場合より見れば滿洲に於ける石炭小賣はその許可權が日滿商事にあるも同然では無いか、何となれば日滿商事が石炭

を渡さなければ出来ないからである。

参考までに法の發動によらずとも前述の場合目的を達し得られる實例を擧げて置く。日本の雜誌は東京堂、大東館、東海堂、北陸館と此四軒で一手に取扱ふことになつて居る。勿論此四軒は雜誌協會に加盟して居なければ絶対に取扱はない又此四大取次店から雜誌の配給を受けやうとするものは協會と連繋なる小賣組合に加盟して相當額の入會金或は保證制度が設けられて居るので、非加盟者の發行する雜誌は例へあつても絶対に取扱はない、だから日本では雜誌を發行する限り此四大取次店を通さない以上絶対に存立出来ない仕組になつて居る、滿洲の石炭小賣業制度の場合は前記雜誌小賣に關する制度の一部を利用しさえすれば容易に目的は達し得られると思ふ。

次に内地の米に就て見やう。米の小賣店は今日までの御得意様大事と習慣的に今日でも得意先を廻つて居る。得意先からの注文ならば一定量を届けるが、突然の客が來て米の注文をしても得意先だけの割當しか無いから簡單には賣らない、勿論賣るとしても其振當を得る方法を講じてからでなければ賣らぬ。石炭の場合に於ても大体そうである、今日まで内地では法的統制が行はれぬ先に小賣人は入荷が例年より少いから、その少い數量を適宜割引して得意先に割當て届けてくれるから以前から取引ある需要家へは少量ながら届けてくれる此方面の配給には別に混亂を生じて居ないのである。

國都新京の石炭小口配給の無統制振り

私は去る日新京軍人會館に開かれた石炭に關する協和會主催の座談會で石炭販賣組合及日滿商事の方々の話を聞いて實に驚いた。それによると新京には何ヶ所かの組合配給所が設けられて居ると云ふことだ、そして此配給事務所が何時からか店開きをすると、店開きを待つて需要家は一齊に注文する。しかし此處に最も注意を要することは國都新京に振り當られて上下各期の割當數量を各月更に各日に割當、此正確に一日分として割當られた數量を電話若は其他の方法で受け、此數量が滿量になれば午前十時であらうと十一時であらうと受付をスツカリ締切つて仕舞ふと云ふことである。そして更

に次の日も之と同一の事を繰返して翌日の分は絶対に受付ぬと云ふのである。私は聞いて開いた口が閉がらなかつた。第一それでは同じ者が多く買つても分らぬでは無いか、要するに早いもの勝ちだ。それを毎日々繰返して行けば行く程差は深刻になるだけに過ぎない。そこで國防婦人會の代表だから石炭の入手が出来ない何とか方法はないかと質問したところ満人の配給所の方に袋を持つて買に行つたらどうだと答辯された。事既にこゝに至つては最早議論の余地は無い、吾々が最も恐れて居たのは此の言葉だつたのである(當日の速記録を調べて見れば判る)。吾々は統制の合理的に行はれることを希ふと同時に他面統制することに依つて其運用を誤らんか多少の弊害の現はれることも懸念したのである、然るに果せるかな滿洲の石炭に於て現實に見せつけられたのである。かゝる不都合は業者の自肅努力勤勉によつて速かに是正さるべきである。序でだから書くが其の席で更に他の婦人代表から申込の電話が話中ばかりだから、しばらく経つてかけて電話が繼がれた時には最早締切つた後だと云ふ何とか方法は無いですかと問へば、忘れぬ様に早くかけるのですねと云ふ益々話は怪奇を極めて来る、大体石炭の數量は極つて居るのである。一人が先に出れば他の者が落伍しなければならぬ若しこの電話なり其他の順番を徹底的に争ふとすれば自らは繰上げられて終りには徹宵するより外はあるまい。更に務め其他の都合で電話のかけられない人は隣家にでも頼んで置いたらよいでしやうと業者は云はれたが、本人でさへも入手困難な石炭買ひを他人に頼めるかどうか、又頼んだにしても他人が眞剣に血眼になつて石炭を買つて呉れるかどうか、よしんば買つてくれたとしても之こそたゞでは人情として濟むまい。自然歸りに何か小供に手土産の一つも買つて歸ると云ふことになつて見れば何の爲めの統制だか公道相場だか、サツバリ其の目的が何處にあるのが分らなくなるでは無いか。少くとも炭配給の業務を擔當する者は、申込みは業務時間中何時でも受付、その場合は配給すべき日時を明確にし、一見受付簿を見ることによつて某家は何日何屯、甲家は云々と半月一ヶ月と需給數量日時の豫定表を作つて置いて、その豫定表によつて順次配給して行くことこそ眞の統制下の合理的配給と云ひ得るのである。誰だつたか明日の分まで受付ける

と間違ふと云つた様なことを申されたが、昔の大福帖時代なら格別、今日文化の時代に左様な言葉はつゝしまれたがよいでしょう。強ひて申されるなら、それは何等配給業者に努力の意志が無いと云ふ結論に終るであらう。

受付用の電話を三本や五本入れることに努力したからとて新京の石炭配給當局者の努力とは云へない、私は滿洲の石炭配給を見て感想の結論は、大口配給は別として小口配給に至つては、配給業者に全く努力の跡なく怠慢のものであつたと極言して敢へて過言でないかと確く信するのである。

炭礦爆發防止に就て

互助會石炭株式會社

分析所主任 町田 隆 介

第一章 坑内爆發

(A)メタン瓦斯——沼瓦斯は炭素一分子、水素四分子より成立てるものにして其比重〇・五九九、空氣中にて青色の光無き火焰を發して燃燒す又、空氣の或適量と混じたるものに点火せば烈しき爆發を惹起すべし。 $CH_4 + 2O_2 = CO_2$

引火温度は試験者により又は他の事情によりても相違有るも低きは6500c高きは7800cとせらる。

爆發を起し得べき最少瓦斯量は熱量温度、及び發火点より計算せば空氣量の約2.5%なるも實驗に依れば5.5%以

上なり、然し本編輯者は少なくとも各坑に於かれては絶對にメタン瓦斯の排除せられたる完全なる通風、排氣状態にて作業せられん事を熱望すメタン瓦斯量15%に至れば單に燃焼するに止り30%に及べば遂に燃焼をも持續せずして消火す。

爆發量最低量5%、最高量15%の範圍内なり
注意事項——各位の炭坑内に於て爆發瓦斯を検し危険の程度を知るは最も必要な事にして之の檢定の結果にて適當なる安全裝置を講ずべきなり。

保安係員は瓦斯山勿論、瓦斯の少ない坑に於ても安全上毎日各切羽作業開始前其有無及程度を検し若し瓦斯量1%以上を存する所は發破を禁止し、3%以上を存する時は坑夫の作業を嚴禁する事は規定せられてゐる事なり、勿論其の時にその區域の通氣を充分にして瓦斯の排除に務めざる可らず。

摘要——火焰に及ぼす變化に依て檢定する法——

メタン瓦斯の存在する空氣中に火焰(安全燈)を持來る時その火焰の熱によりメタン瓦斯は燃焼し青色の焰を作る之れ

を火冠と稱す、火冠は瓦斯量少なき時は僅に火焰周圍の熱

度高き所に於てのみ見るべく其量増加するに隨ひ火冠擴大す故に今適當の火焰を用ひて其の周圍に青色の焰を見れば其空氣中の瓦斯の存在を知る檢定方法も既に用ひられてゐる事なるもその理論を摘要せる次第なり、但し試験に用ひる火焰は必ず金網を用ひて包圍せられ瓦斯爆發の傳播する事無からしむ。試験用燈の構造に種々あり普通の安全燈をも試験の目的に使用するを得然るに普通の安全燈は植物油亦揮發油等を用ひ火焰の光度高きを以てその光を暗くせざれば充分に火冠を見分け難し故に安全燈は燈芯を引下げて焰の光を蔽ひ僅に其上端を現はさしむるを必要とす、次の第一圖は火冠長さとの關係の概略圖なり。

瓦斯量 1.5% 2.0% 2.5% 3% 3.5% 4%

火冠長さ 0.2ft 0.25ft 0.35ft 0.5ft 0.7ft 1.25ft
然るに火冠の大きさは同一瓦斯量に對しても必ずしも常に一定のものにあらざる事あり、其の原因の主なるものは油の種類火焰の大きさ及空氣中メタン瓦斯以外の他の成分を含む有する爲なり。次に安全燈の油の種類に依り同じからざる

理由は油による火焰の温度不同なるが爲めにして火焰の温度

度高き程周圍の空氣温度高く從つて火冠大なるべし學者の研究に依れば二種の異なる油を用ひて試験せし結果に同一分量の瓦斯中に於て火冠大きさに大小の差を見るは之れが爲なり、次に火焰の大きさが火冠に影響するは前述と同一の理由にして火焰の大なる程火冠大なり、例ば同一瓦斯中に於て火焰の大きさを一つは0.1吋他は0.5吋になし試験せられたるに火冠の大きさは前者0.8吋後者は1.75吋に達す、以て其の影響の少なざる學者の記録を記す、又空氣成分中酸素窒素及メタン以外の他の混合物の量の多少は火冠の大きさに影響あり。就中炭酸瓦斯水蒸氣等は燃焼温度は低下せしむるを以て火冠の大きさは比較的大なり。此の結果より云へば坑内に於ける檢出瓦斯量は實際より稍少なき結果を示す、之れに反して爆發性瓦斯中にメタン瓦斯中にメタン以外の瓦斯混入する時(エセン、プロペン)は之等はメタン瓦斯に比し引火温度低きが故にメタン瓦斯のものに比し火冠の大きき大なるべし、亦大氣壓の高低も亦火冠の大きさに變化を來す。

摘要二——物理的性質による檢定法——空氣及び瓦斯の物理的性質中檢定に利用せらる可き重要な点はAに光線屈折率の差、及擴散、滲透度の差、O熱傳導率等あり。

(A)光の屈折率の差に依る檢定法——空氣は瓦斯の混入する時はその濃度に依り光の干涉に差異を生ず詳細は略す
(B)瓦斯の擴散性を利用せるも——一般に瓦斯の擴散率は密度の平方根に反比例するが故に假りに密度①なる空氣と密度0.5なる瓦斯と接觸すれば瓦斯は空氣に比し1.5倍大なる速度にて空氣中に向て擴散する性質を利用せるものなり詳細略す。

(C)電氣を用ふる瓦斯檢定法に就き種々の考案あり、就中赤熱せる電線の電氣抵抗が其の周圍の空氣或は瓦斯の熱傳導率により同じからざる事實は既に知られたる事なり各A、B、Cは器具に關する事なれば詳細略し概略理論だけ摘要せり。

爆發の原因——メタンは前述の如く650°C~700°Cにて点火するが故に坑内に於ける如何なる火氣も之が爆發の原因となるべし。從つてマッチの火、裸燈火(アセチレン燈)或は

坑内火災より生ずる火焰等が瓦斯点火に最も容易なるは極めて明瞭なる事にして此外安全燈取扱上の不注意或は使用中の故障に因る。点火は幾多原因中起り易きものに屬す又發破作業に於て火藥或は高級爆藥を使用せば發破の瞬間に

於ける長き且つ高温の火焰は瓦斯に点火す。殊に裝藥過量又は空發の時に於て最も危険なり、即ち瓦斯 5.5%—13%を含む空氣は一度点火せば依つて生ずる熱度は瓦斯の引火点以上なるが故に直に周圍に其の燃焼を傳ふべし。

大正10年より昭和5年迄での九州、山口、の石炭礦の爆發原因比較表

原因	回數	百分率	安全燈				電氣	不明	計	合計		
			開	放	其他	其他						
原	72	32.5%	5	21	44	29	9	2	35	5	150	222
標	—	—	3.5%	14.0%	29.5%	19.4%	—	—	—	—	67.5%	—
火	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
燈	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
破	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
由	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自然	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
發	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
火	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
氣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

安全燈の注意

- (A) 全網大さ及び構造を適當にする事
 - (B) 鎖鑰を完全にする事
 - (C) 構造の堅牢なる事
 - (D) 氣流による火焰の動搖の注意
 - (E) 安全燈の掃除、検査
 - (F) 厚硝子を用ひて電球を保護する事(電氣燈)
 - (G) 若し此硝子破損せし事あるも電球破損の前自動的電球の接續を斷つ事(電氣)
 - (H) 電氣回路の開閉によりて生ずる火花の注意(電氣)
 - (M) 点火せる電球の破壊せざる様若し破損せし際
 - (N) 自動的に電氣遮斷せしむる様な電氣燈
- 近代式の完全燈——ウルフ燈(揮發油使用)
外は次表に別記せり。

手	提	手	提
帽上	DEF	帽上	提上
DEF	FG	提上	提上
FG	J	提上	提上
J	b	提上	提上
b	830	提上	提上
830	c	提上	提上
c	830	提上	提上
830	950	提上	提上
950	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上
ニ	多	提上	提上
多	ツ	提上	提上
ツ	フ	提上	提上
フ	エ	提上	提上
エ	ニ	提上	提上

發力強し各粒の大き漸く大なるに従つて爆發力益々減少して遂には爆發するを得ざるに至る。

一例として、粉炭中 200 目以上のものを 1.5% を含有するものと 3.3% を含有するものとの爆發状態を比較するに爆發傳播の速度前者は一秒間 2.3 呎なるに後者は 1.8 呎に過ぎず。又爆發に依つて生ずる壓力にも甚だしく差あり。更に 200 目以上のものを 7.0% を含有するものは遂に爆發せず。この大さ限度は炭質に依る事大なるを以て明に指定し難きも大凡 100 目以上は爆發し難く、又 200 目以上は決して爆發せずと推意し得。

以上爆發は炭塵の充分乾燥せし場合に於て最も激烈にして濕潤するものは空中に飛散し難く且つ其水分蒸發に多大の熱量を吸収す以て爆發を困難ならしむ。4%—6% の水分を含むものは既に著しく爆發を減退せしむ 7.5% を含む場合は爆發困難なりと云ふ。

炭塵爆發の限度——は空氣中に浮游する炭塵の最も危険なる割合は石炭中の炭素元素が完全燃焼するに要する空氣量を混ぜる時に於て計算上空氣 100 立方呎に付き石炭一封

度以内なり。然るに實際は殆んど一封度以上なり。

或石炭を分析上より計算すれば、之れが爆發には空氣中に 100 立方呎に付き粉炭 1/4 封度を要すべきに實際には 8 立方呎に付き一封度の割合にて初めて爆發せし事あり。餘分の炭塵は爆發せざる儘吹飛ばされたるものにして甚だしきは計算上の量に比し 1/5 倍のものも爆發せし例あり、炭塵中瓦斯を含有するものは炭塵單獨にて爆發するに比してその量少なくして危険の度大なり。

炭塵の点火温度——炭塵の点火温度を見るに學者の實驗に依れば瀝青炭 240 目の粉末を 107°C に乾燥したるに約 820°C—840°C にて点火せり、従つて浮游せる炭塵は此の温度以上のものならん。

爆發の威力——炭塵爆發に因りて生ずる壓力及速度は炭塵の状態による。就中炭塵の浮游距離長き所に於ては其壓力及速度増大すべし。坑内炭塵の存在區域は甚だしく廣くして爆發が全坑内に傳播するには殆んど瞬間のことなり。最初に壓力を傳へ續て火焰之れに伴ひ其の速度終に一秒間 100—200 米にも及ぶ事あり。

点火の原因——普通の瀝青炭・塵の引火点は 820°C—840°C 内外なれば此温度以上のもは總べて炭塵点火の原因をなし得べく主なる場合を擧ぐれば

(a) 坑内一局部の瓦斯爆發に因る場合

(b) 裝填爆發の過量又は空發に因るもの

(c) 電火に因るもの

(a) の解説——瓦斯爆發の結果附近の炭塵に衝擊を與へ之れを煽動して空氣中に浮游せしめ同時に爆發より生ずる火焰により浮游炭塵に点火爆發せしめるものなり。元來 CO 及瓦斯の完全燃焼により生ずる温度は理論上約 2766°C にして、石炭引火点に比して著しく高きが故に上記の場合に於て浮游せる炭塵を燃焼せしめる事は甚だ容易なり。

(b) ——瓦斯に對して危険なると同じく炭塵に對しても亦危険なり。即ち爆發は發破孔より空發せば炭塵を煽りて、之れを浮游せしめ其長く且つ温度高き火焰は之れに点火すべし。

(c) 瓦斯の危険なるに及ばざるも決して安全なるものに

非ず學者の研究によれば火花に接する時間の短きものは 100V × 11A にて点火し、又時間の長きものは 240V × 1.9A にても点火す、而して交流電氣は直流電氣に比して危険の度稍低し。

炭塵量の軽減防止如何——切羽に於ける採炭に當り炭目を利用し又機械を用ひて夾石の部を截るは炭塵を減ずるに効多し、運搬上より考ふるに鑿車には扉を有せざる事、高く積まざる事、積載炭の表面を稍濕潤ならしめて氣流の爲め炭塵の吹き飛ばざるを防ぐ事、軌道に激しき擧動を與へざる様敷設する事、選炭場は坑口より遠ざける事、通氣を改善する事、時に掃集め或は洗流して之れが堆積を防ぐ事、撤水する事、(完全なる傳播防止には 30% の水) 岩粉撤布する事。

撤水法の解説——炭塵中の水分は爆發防止に關して第一炭塵の風揚を困難ならしむ、第二蒸發の爲め熱を吸収して周圍の温度低下せしむ、即ち炭塵爆發は必ず乾燥せる時に限る。一般に此の種の爆發は夏期より冬期に多し即ち冬期は乾燥せる空氣坑内に入りて温度上昇すると共に水分飽和の

電線架空線……………	18%
架設せざる電線……………	10%
電燈附風呂……………	5%
兼 炭 機……………	4%

法律上600ヴォルト(直流)800ヴォルト(交流)迄で低壓電氣となし之れ以上交流3500ヴォルト迄を高壓とし更に3500ヴォルト以上を特別高壓とす。

鑛山用諸機械に用ふる電力は主として交流にして其の電壓は必要量に對しての事なれば省略するも、各種機械の内定置機械の動力には稍高き電壓も保安上差支なきも小型移動機(截炭機、切羽附近の仰筒坑内電動機)等は取扱中振動濕氣、熱、等の爲め絶縁を損じ易きを以て低き電壓を安全とす。

電線——坑内は勿論坑外に於て人の觸る虞ある所には必ず適當の絶縁を施すを要す總べて電流量の大なるものには電線を用ふを安全とす。

坑内爆發と電氣の關係——坑内火災は發生瓦斯又炭塵の引火原因か自然發火か火氣か電氣の火花か使用器具並に工作

物の發熱か近接可燃物質に引火の場合あり、即ち此の章に於て電氣火花に付いて記述せん。

- 一、絶縁不良又は落盤の場合
- 一、可熔片に過大容量のもの或は銅線等の使用
- 一、開放型可熔片の動作
- 一、油入閉閉器の油の漏洩
- 一、過少電線の使用
- 一、電熱量の使用不注意
- 一、過負荷經電器の調節不良
- 一、局部扇風器、ポンプモーター等の一部線斷線
- 一、不良器具使用並取扱操作不注意過失
- 一、不良接續個所の發熱

通風と坑内爆發——坑内氣流に對する抵抗は $H = \frac{1}{2} PL V^2$ なるが故に、坑内發展に伴ひ坑道延引せば之れに従て氣流抵抗を増加し産額増大せば其自乘に比例して激増す、扇風機設計には豫め此場合を考慮せざる可らず、坑内抵抗に關し磨擦係數を小ならしめんが爲めにのみ坑道を特別の構造になすべきものにあらざるも、坑道を成るべく直線にする

事は必要なり更に重大なるは坑道の斷面積を適當に大ならしむる事なり。

普通主要坑道は運搬其他の爲め甚だしく小なるもの稀なるも排氣専用の坑道は支柱腐朽し上下磔或は兩壁は漸次張出して、斷面狭小になりたるも仕繰等行はるゝ事なく爲めに抵抗甚だしく増大し敢て省みられざるものありとせば大なる錯誤なり、坑道を大にする事は採掘維持費等に影響あり自ら制限あるべきも之れが整備改善は通氣上、災害上緊要な事なり、切羽の集約は通氣力に迄著しき効果あり、一例集約採炭により扇風機馬力が約1/3以内に減ぜしものある事附記す。

扇風機は最大速度にて運轉し尙壓力足らざる時は二台を直列に配置して聯合運轉せば其負壓を多少増加する事を得其場合新しき特性曲線を示す氣量は坑内抵抗曲線によりて定るも之れが聯合曲線を切らざる運轉に於ては二個の扇風機は其の内の大なるものみにて働き、小なるものは却て其爲め抵抗を増大す。

又扇風機は時に並行に配置する方が有利の事あり、然し

此場合も坑内特性曲線が聯合扇風機特性曲線を切る場合のみのことにして然らざれば大なる方のみ働き小なる方は却て損失の原因をなす。而して一般論としては坑内抵抗が高ければ扇風機は直列に、低ければ並列に置くを可とす、漏氣に關しては特に排氣坑口の裝置に注意せざる可らず、坑内にては不用坑道の遮斷は充分嚴密にすべき事にして風橋風戸、調量風戸の漏氣も充分改良改善し以て漏氣の増加を來す爲め惡結果たる必要氣流の生じ得ざるが如き災害の原因を藏せざる様精勵する事肝要緊要事なり。

通氣と瓦斯炭塵停滯との關係

- ① 通氣不良のため拂面掘進箇所天井凹部に停滯する場合
- ② 局部扇風機の停止により停滯する場合
- ③ 不注意に依る門扉開放の爲め通氣短絡しそれより停滯する場合
- ④ 落磔に依り通氣を阻害されて停滯する場合

結 論

結論災害防止法個條書を以てせんとす各位の御研究を希ふ

次第なり。

- ①坑内必要量の風量を入氣せしめ、務めて分流を行ひ通氣抵抗を少なくし掘進、拂の各排氣を別々にする事
- ②氣流の方法を吹上式を可とす
- ③採炭法は努めて集約採炭を行ふと共に長壁式を採用
- ④拂の肩深に硬巻を行ひ漏風を防止す
- ⑤風道は一定の規格を定それより小にならしめざる事
- ⑥風戸遮風門等を嚴重にして漏風防止
- ⑦車風ならざる事
- ⑧局部扇風機は風量大なるもの使用の事
- ⑨風管の選擇と漏風防止
- ⑩落磐注意
- ⑪檢定安全燈の使用と電動機の故障防止
- ⑫瓦斯檢定嚴重檢定
- ⑬石炭全面(拂面掘進箇所)の瓦斯炭塵の注意
- ⑭岩石掘進の瓦斯突出注意
- ⑮火氣嚴禁
- ⑯炭塵發生注意排除

⑰捲却、片磐、風道の掃除撒水の勵行

⑱作業箇所附近風道の岩粉撒布(岩粉は濕潤ならざるを可とす)

⑲電氣發破を行ない爆薬は安全度高きもの、擇ぶ

⑳裝填充填の完全化

㉑電氣施設は嚴密な檢査の勵行

㉒電線の裸線の不使用(火花出易し)

㉓耐爆型の開閉器(スイッチ)亦絶緣油使用

㉔電擊の注意(發破の際のケーブル外傷防止)

㉕従業員の連絡完備と協力一致



試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(二)

蒙疆自治政府
産業部事務官

星

惣

吉

試掘出願地の増減區出願

鑛業法第二十七條に曰く「鑛業出願人ハ出願地ノ増減區ヲ出願スルコトヲ得」同法第十二條に於て「鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付テハ鑛業ノ出願ニ關スル規定ヲ準用ス」亦同法施行細則第五條には「本則中鑛業ノ出願ニ關スル規定ハ鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付テラ準用ス」との規定も設けられて居るから、試掘出願人は自己の出願區域が狭少に失したる場合又は露頭若は舊坑等重要の部分が出願後に於ける調査の結果出願區域外に漏れ居ることを發見したる場合は前記の規定に基づき鑛業法第九條に定められたる最大面積(百萬坪)迄増區の出願を爲すことが出來得るのみならず、出願區域

中に鑛物の不存在若は鑛業の價値なき部分を包含したる場合又は稼行不適當の部分が介在するときは鑛業法第九條の規定に依る最少面積(石炭に在りては五萬坪其の他の鑛物に付ては五千坪)迄出願區域の減區出願を爲すことを得又前記事例の場合、一方を減區し他方を増區することを同時に出願することも可能である。以上の増區、減區及び増減區出願を總稱して出願地の變更願とも呼稱する。其の手續は鑛業法施行細則様式第二號に據る願書一通と同様式第十四號に據り作製したる圖面中、鑛業法施行細則第二十九條「採掘出願地ノ訂正又ハ鑛業出願出願地ノ増減ノ願書ニ添附スヘキ圖面ニハ新舊出願地ノ關係ヲ明示スヘシ」の要求する事項を調ひたる圖面四葉を添附し増區及び増減區を出

願するときは手数料金三十圓、減區を出願するときは手数料金五圓何れも収入印紙を願書に貼付し消印せず、書留郵便（増區及び増減區出願のときは引受時刻證明にて差出すを便宜とす）に據り差出すことを要する。

出願地の變更願は出願人自身即ち共同出願に在りては其の全員合意の上に非ざれば、之を爲すことを得ざるものである。鑛業法施行細則第十四條に曰く「鑛業出願人代表者ニ依リテ鑛業出願ノ取下、區域増減ノ出願又ハ出願人變更ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ願書又ハ届書ニ其ノ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ（同第二項）前項ノ規定ハ代表者ニ依リテ鑛區ノ増減、合併又ハ分割ヲ出願スル場合ニ之ヲ準用ス」の規定を吟味すれば自ら了解し得る如く、鑛業出願地の増減區出願は共同出願の場合代表者のみにて専行し得ざるのみならず、單獨出願の場合代理人が委任状は後日提出すと稱し代理權を證する書面を願書に添附せざる出願も亦受理すべきものに非ざるや勿論なり。何となれば出願地の變更願は其の願書受理と共に出願の日に換言すれば増減區願書差出の日時に遡つて出願區域が變更せられ

一旦變更せられたる出願區域は更に増減の手續に依るに非ざれば是正することを得ざるものなればなり。即ち出願地變更願の取消は絶対に許さざる原則である行政取扱例は減區及び増減區出願の取下は許さざるも、増區の取下は第三者の權利を害することなしとの見地から之を許す内規になつて居るが出願地變更願の理論から考察するときには増區も減區及び増減區同様其の願書受理と共に變更出願の日時に於て出願區域が變更せらるゝものなれば之が取消即ち復舊は更に出願地變更願の手續（減區、増減區）に據らねばならぬは當然なるものと思料す。

出願地の變更即ち増區、減區及び増減區願は鑛業法施行細則第二十九條の二に曰く「第三十六條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、出願人ハ出願地ノ増減並鑛種名ノ更正ヲ出願スルコトヲ得ス」と規定あり。許可決定の通知を受くる前なれば何時之を出願するも鑛業法上別に制限することなきも事實は此の増區及び増減區の出願は鑛業出願の許可速進を著しく阻害するものであるから、つとめて之を除くべきである。何となれば出願地の増區及び増減區出願は其

の出願の爲めに當初の出願の調査は全部無効となり更に新規に所轄地方長官へ照會をやりなほしたり、圖面調査及び重複調べ等其の増區又は増減區出願の日時から新に着手するのみならず、多數の出願の中には當初の出願には何等先願關係なかりしも、増區部分に對しては先願が有る等の事あり、此の増區部分に對する先願と稱するものは中の八九割迄原區に對し重複關係あり互に一部優先的順位を有し第一順位の出願を處理せむとせば増區部分に對し第二順位の先願あることなり。第二順位の出願即ち第二願を處理せんとせば第一願たる先願あることになり何れも鑛業法上の明文のみにては、處理することの出来ない現象を呈することになる。此の種の出願を同時處分ものと呼稱し處理至難の事件中に數へられ居るから萬一斯かる結果を來たしたなら早くも二、三年位は動きのとれぬ事になるのみならず、

兎角出願中に増區及び増減區をせられたる願書は取扱者も其の處理を免れたがるものであるから、僅かの手数料位節約せず、増區せんとする區域が一鑛區以上の面積を有するなれば當初の出願と別個に新規出願の手續を爲すべきであ

る。左様にすれば若し後から出願した事件に何か故障があつても當初の出願は出願順位に依り處理進行せらるゝのみならず、時には前例の如き取扱者の好まざる出願を後廻しにして先に處理を爲したふこともあるものである。

要するに鑛業出願地の増區、減區、増減區等出願の方法は可能のことに規定せられあるが、減區出願は特別増區増減區の出願は之を止め、已むを得ざる場合の外新規出願として提出する様留意すべきである。（未完）

榎本勝造氏逝去

商工省燃料局榎本勝造氏は豫て腎臟炎にて入院療養中の處遂に去る十二月四日逝去した。全氏は仙台監督局を経て先年福岡鑛山監督局鑛政課長に榮轉、石炭増産指導及鑛業報國運動の發展に大なる足跡を残し本年本省に榮轉したのであるが享年四十一歳の將來ある身を以て急逝したるは各方面に痛惜されてゐる。

鑛業法改正案成る

試掘權者に採掘命令

商工省の鑛業法改正調査委員會では鑛業法及び砂鑛法一般の重要事項につき九月廿八日以來特別委員會を開催審議の結果、左の「鑛業法及び砂鑛法中改正要綱」を決定し、四日午後二時東京會館で總會を開催して特別委員會作成の右要綱を可決し、之を政府に答申することとなつた、改正要綱の要旨は次の通り、

一、試掘權は其性質上採掘權に比し種々の點に於て負擔の輕減を受けて居るが、現行法では其二年の存續期間満了後も更に十日以内に出願して之を繼續保有し得ることとなつて居るので、此試掘權制度を利用して所謂鑛區獨占の弊を生じ試掘鑛區で眠つてゐるもの極めて多い實情であるので、試掘權の期間は四年を以て打切りとし、其期間の更新は之を絶對に認めぬと共に、試掘權者に對しても採掘の出願を命じ得ることとし、以て睡眠鑛區の防止

並に整理を圖つた。

二、鑛業法の鑛物中に明礬石、石綿及び螢石を追加すると共に、炭化水素を主成分とする天然瓦斯は之を石油と看做す。

三、鑛區に重複する金、銀、石炭等異種鑛物の出願は先順に之を許可し、其探鑛を奨励すると共に、同一區域に存在する異種鑛物の鑛業權者相互間の作業の調整を圖つた。

四、施業案を認可制度に改めると共に鑛業權消滅後と雖も五箇年間は危害豫防に關する設備を爲すべきことを命じ得ることとし鑛業警察の万全を期した。

五、罰則を全面的に改正し、其刑罰を適當に強めると共に従業者又は法人の代表者の違反行為に對しては行爲者たる従業者又は法人の代表者の外鑛業權者又は法人をも處罰するの主義、所謂兩罰主義を採用して取締の徹底を期した。

六、現行法に於ては砂鑛權の設定には土地所有者の承諾を要することとなつて居るが、之は事實上極めて困難で砂

鑛の開發を遅延せしめることが多いので之を廢止し、砂鑛權出願後土地所有者等に通知を爲すことを以て足るものとし、砂鑛資源の開發促進を圖つた。

七、大規模の砂鑛業が漸く勃興しつつある實情に鑑み、砂鑛業に對しても鑛業法中の施業案、鑛業警察、鑛害賠償及び鑛業に關する規定を準用する

鑛業法及砂鑛法中改正要綱

第一 試掘權制度に關する件 (一) 試掘權の存續期間は登録の日より四年とすること (二) 試掘權其存續期間満業前に消滅し又は試掘鑛區の減少ありたる場合に於て其試掘權の殘存し又は殘存すべかりし期間内、此期間が六十日を超える時は試掘權の消滅又は試掘鑛區の減少の日より六十日以内) に鑛業の出願を爲したるときは其出願地の中舊試掘鑛區又は減少部分に該當する部分に付ては其出願を許可せざるものとする、試掘權の消滅又は試掘鑛區の減少は之を公示するものとする (三) 試掘權者其試掘鑛區に付採掘の出願を爲したる場合に於て、其出願地仍試掘を要するものと認めたる時は第廿四條第三

項の規定は之を適用せざるものとする (四) 第卅三條

の二の規定を削除すること (五) 試掘鑛區採掘に適するものと認めたる時は主務大臣は採掘の出願を命ずるものとする、前項の命令に従はざるときはその試掘權を取消するものとする

第二 鑛種名に關する件 (一) 第二條の鑛物中に明礬石、石綿及び螢石を追加すること (二) 第二條第二項本文の規定を改め炭化水素を主成分とする天然瓦斯は之を石油と看做すものとする

第三 罰則に關する件 (一) 第九十四條及び第九十六條乃至第百條の規定を整備しその刑を適當に高むること (二) 第百二條の規定を削除すること但し第百一條に關する場合に限り之を存置すること (三) 第三條乃至第百六條の規定を削除すること (四) 鑛業税に關する場合を除くの外法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し本法の規定に違反したるときは行爲者を罰するの外その法人又は人に對し各本條の罰金刑を課するものとする

第四 其他に關する件 (一)第七條の規定に鑛山監督局長
必要ありと認めたる時は代表者の變更を命ずることを
得る旨の一項を加ふること(二)第八條中「勞役者」を「勞
働者」に、第七十五條中「鑛夫の雇傭及勞役に關する規
則」を「鑛夫の雇傭及就業に關する規則」に、第七十九
條中「勞役」を「勞働」に改むること(三)第廿九條中「相
續」、の下に「死亡に因る共同鑛業權者の脱退」、を加
ふること(四)第廿四條第二項、第廿五條第二項、第卅七
條第二項及び第卅八條第二項中「六十日以内」「卅日以
内」に改むる(五)第卅一條の規定を改め鑛業山願地他人
の異種の鑛物の鑛區と重複する場合に於て他人の鑛業に
妨害ありと認めたる時は其出願を許可せざるものとす
ること(六)異種の鑛物の鑛區重複するときはその重複す
る部分に付鑛業權の設定又は増區に因る變更の登録を得
たる日の後なる者はその先なる者の承諾を受くるに非ざ
ればその部分に於て鑛業を爲すことを得ざるものとする
こと但し鑛業權の設定又は増區に因る變更の登録を得た
る日の先なる者は正當の理由なくしてその承諾を拒むる

と得ざるものとする、異種の鑛物の鑛區重複する
場合に於てその重複する部分に付鑛業權の設定又は増區
に因る變更の登録を爲したる日同日なるときは、鑛業權
者はその部分における鑛業に付協議を爲すべきものとす
ること、試掘權者試掘權存續期間中同種の鑛物に付採掘
の出願を爲しその許可を得たるときは、前二項の規定の
適用に關しては採掘鑛區の中舊試掘鑛區に該當する部分
に限り、試掘權の設定又は増區に因る變更の登録の日を
以て、採掘權の設定の登録の日と看做するものとするこ
と(七)鑛區他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合に於
てその重複する部分における鑛業他人の鑛業に妨害あり
と認めたる時は主務大臣は鑛業權者にその妨害の除去
又は鑛業の停止を命ずることを得るものとする、前
項の命令に従はざるときはその鑛業權を取消すことを得
るものとする(八)第卅三條第三項中、「第卅一條第
二項」を削ること(九)第四十四條第一項の規定を改め採
掘權者は命令の定むる所に従ひ施業案を鑛山監督局長に
差出しその認可を受くべきことを變更せんとするとき

亦同じきものとする(十)第四十五條第二項の規定を
削除すること(十一)第七十四條第一項中、「一箇年間」を
「五箇年間」に改むること(十二)第九十條の規定中に第四
ノ六第一項の承諾を拒まれたる場合を加ふること(十三)
第九十二條の規定中に第四ノ六第二項の協議調はざるこ
と又は協議を爲すこと能はざる場合を加ふること(十四)
主務大臣及び鑛山監督局長は鑛業權者に對し必要なる報
告を爲さしめ又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し
業務の狀況若し帳簿書類その他の物件を検査せしむるこ
とを得るものとする

第五 砂鑛法に關する件 (一)第九條の規定を改め砂鑛權
の出願ありたる時は鑛山監督局長は出願地内の土地所
有者、地上權者、永小作權者その他土地に對し使用の權
利を有する者に對しその旨を通知するものとする(二)
砂鑛の採取を終りたる時は砂鑛權者は土地を原狀
に復し又は原狀に復せざるに因りて生ずる損失に對し補
償金を拂渡すべきものとする、第十二條の請求權者
は砂鑛權者をして前項の土地の原狀の回復又は補償金に

付相當の擔保を供せしむることを得るものとする、
第十四條乃至第十六條の規定は前項の擔保に之を準用す
るものとする(三)第十七條規定の事項中にその他砂
鑛業上必要なる工作物の施設を加ふること(四)鑛山監督
局長必要ありと認めたる時は砂鑛權者をして施業案を
差出しその認可を受けしむることを得るものとする、
前項の規定に依り認可を受けたる施業案を變更せんとす
るときは鑛山監督局長の認可を受くべきものとする、
鑛山監督局長は理由を示して施業案の變更を命ずること
を得るものとする、施業案の差出を命ぜられたる砂
鑛權者は施業案に依るに非ざれば砂鑛の採取を爲すこと
を得ざるものとする(五)罰則を本要綱第三罰則に關
する件に準じて改むること尙第廿三條の準用する鑛業法
第七十四條第一項の規定の違反に對し罰則を設くること
(六)第廿三條中「第七十二條、第七十四條」を「第七十一
條乃至第七十四條の三、第七十四條の八乃至第七十四條
の十五、第七十六條乃至第七十九條」に改むること(七)
鑛業法第七十五條の規定は命令の定むる砂鑛業にこれを

準用するものとする事

第六 経過規定に關する件

一、試掘権制度に關する件①本法施行の際現に存する試掘権の存続期間は本法施行の日より四年とすること但し石油を目的とする試掘権に付ては已むことを得ざる事由ありと認めたるときは主務大臣に於て二年以内之を延長することを得るものとする事②試掘権者本法施行前その試掘権區に付探掘の出願を爲し且其試掘権本法施行前消滅したる場合に於て主務大臣其出願地仍試掘を要するものと認めたるときは第一ノ三に拘らず第廿四條第三項の規定を適用するものとする事③本法施行前十日以内に存続期間の満了したる試掘権に付ては仍從前の第卅三條の二の規定に依るものとする事④本法施行前從前の第卅三條の第一項の規定に依り爲したる鑛業の出願にして本法施行の際未だ其處分を了へざるものに付ては仍從前の規定に依るものとする事

二、鑛種名に關する件①本法施行の際現に明礬石、石棉、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯(含油層と密

接の關係ある可燃質天然瓦斯を除く以下同じ)を採掘する者又はその承繼人は本法施行の日より六月間從前の例に依りその採掘を繼續することを得るものとする事、

其期間内に當該採掘者又はその承繼人明礬石、石棉、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯を採掘する爲出願を爲したる場合に於て許可の登録の日又は不許可の指令の日迄亦同じきものとする事②①に掲ぐる者本法施行の日より六月以内に明礬石、石棉、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯を採掘する爲出願を爲したる時は其の採掘區域に限り第九條第三項、第廿八條、第廿九條及び第卅三條の規定並に第九條第三項の鑛區面積に關する規定に拘らず之を許可するものとする事③本法施行の際現に契約又は慣習に依り明礬石、石棉、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯を採掘する者より代償を受ける土地所有者は②に依り許可を受けたる者に對し右の鑛物の採掘につき相當の補償金を請求することを得るものとする事④砂鑛法第十三條及び第十五條の規定は③の補償金に之を準用するものとする事⑤試掘鑛

區②に依る鑛區と重複し且同種の鑛物なる場合に於て其試掘権者試掘権存続期間中同種の鑛物につき採掘の出願を爲したるときは第九條第三項及び第廿九條の規定に拘らず之を許可するものとする事⑥②に依る試掘鑛區鑛區と重複し且同種の鑛物なる場合に於て其試掘権者試掘権存続期間中同種の鑛物につき採掘の出願を爲したるとき亦⑥に同じきものとする事⑦砂鑛法第五條の規定は②に依る鑛區他人の鑛區と重複し且同種の鑛物なる場合に之を準用するものとする事

三、罰則に關する件 本法施行前に從前の罰則を適用すべき行爲ありたるときは本法施行後と雖も仍從前の罰則を適用するものとする事

四、其他に關する件 ①本法施行前第廿四條第一項、第廿五條第一項、第卅七條第一項又は第卅八條第一項の規定に基く命令ありたる場合に於ては第廿四條第二項、第廿五條第二項、第卅七條第二項又は第卅八條第二項の改正規定に拘らず從前の規定に依るものとする事②本法施行前に爲したる鑛業の出願にして其出願地他人の異種の

鑛物の鑛區と重複するものに就ては仍從前の第卅二條の規定に依るものとする事③本法施行前第四十四條第一項の從前の規定に依り差出したる施業案は同條同項の改正規定に依り認可を受けたるものと看做すものとする事

五、砂鑛法に關する件 本法施行前に爲したる砂鑛權の出願に就ては仍從前の第九條の規定に依るものとする事

日滿支石炭の綜合的開發へ

茂野氏講演

東亞經濟懇談會第二分科會(鑛業)は午後二時開催、松本健次郎氏(石炭鑛業聯合會會長)座長席につき

(一)日滿支における鑛業の現状(二)日滿支物動計畫並に生産力擴充計略と鑛業(三)鑛の増産對策(四)石炭の増産對策(五)其他重要鑛産資源の増産開發

等につき左の諸氏より演説を行つた

▽企畫院第四部長植村甲午郎氏(全般)▽滿洲國總務廳參事官横山隆一氏(滿洲鑛業一般)▽中國臨時政府代表周珏氏(華北鑛業一般)▽維新政府實業部農林司長徐承庶氏(華中鑛業一般)▽龍烟鐵鑛株式會社社長山際壽一氏(蒙疆鑛業一般)▽日本製鐵社長中松眞卿氏(鐵増産)▽昭和石炭社長古田慶三氏(石炭増産)▽石炭鑛業聯合會常務理事茂野吉之助氏(同上)▽帝國鑛業開發社長菅禮之助氏(非鐵金屬一般)

茂野氏演説要旨

日本内地の石炭需給は昭和七年を界として生産制限時代と増産奨励時代とに分つことが出来る、生産制限時代の出来高は(單位千噸)

昭和四年	二、三六
同 五年	三、三六
同 六年	三、九七
同 七年	三、〇五

であつて、此間は生産費の低下を圖るため機械採炭法を

採用する一方鑛夫の減員を断行し、鑛夫数は昭和四年の廿三万人より七年の十四万人に減し、余力はこれを坑内開拓に向けた、此間に涵養された坑内の潜勢力が其後數年の増産を可能ならしめたのである、増産奨励時代は

昭和八年	三、五二
同 九年	三、九三
同 十年	三、七六
同 十一年	四、八〇

毎年約三百五十萬噸を増産して需要の急増に處し得たのである。昭和十二年事變勃發前に石炭聯合會は増産五年計畫を商工省に提出し、極力増産に努めたるため、十二年、十三年は大體に於て需要を賄ひ得たが、事變後の資材勞力の供給難は本年に於て顯著、その影響を示し、終に消費規正を全面的に行ふに至つたのである、右の窮迫状態は要するに、事變以後坑内の開拓をなし得ざりし結果であつて、此際至急、資材勞力を重點的に炭礦に注入すれば可成の期間の後にはある特種原料炭を除いては内地に於て自給自足の確信は有し得るのである、併し、日

本内地の自給自足と離れて日滿支全體を通じて石炭の生産を適正ならしむる必要がある、生産を適正ならしめる根本的條件は日滿支炭田の開發計畫を適正ならしめることである、これを各地の自由事情に放任して個々別々に開發計畫を樹てることは、やがて各地の出炭を不適正ならしめることになる、近く設立される日滿支石炭聯盟と併行して、東亞經濟懇談會の鑛業部門會はこの問題を東亞經濟の全面的見地から考慮し協議する必要があると信ずる。

石炭増産の急務

動力對策

事變以來の生産力擴充計畫は曲りなりにも豫定のコースを辿りつゝあるが歐洲大戰の勃發以來生産擴充用機材、原料の輸入が不安視されるに至り生産力の量的かつ質的擴充工作は、さらにその必要性を高めるに至つた。然るに本年下期に入り擴充工作の基礎をなす電力、石炭、ガスなどの

いはゆる動力産業でこの動力異變に對してとられた對策も甚だ消極的なものであつて僅かに消費部面を抑へるといふ程度に過ぎなかつた。そしてそれが如何に實施されたかといへば次の如き次第である。

電力

電力國家管理の實施によつて本年四月豊富低廉を目標として生れた日本發送電は(一)稀有の湯水(二)石炭入手難(三)電力震要供給の調節の圓滑に力を注いでゐるが依然動力不足は解消しさうにない。

石炭

從來石炭のみは重要資源中最も豊富にして内地消費の九〇%を自給してをつたのであるが、事變以來石炭の需要は急激に増加し今年には昨年比し六〇〇萬トンの需要増加を豫想せられたにもかゝらず一九月までが著しい破綻を暴露し、動力の配給制限を行はざるを得ない状態をひき起して各種の産業に大なる破綻を投げその影響は深刻なものがある。かゝる憂慮すべき動力異變はいかなる原因によつて生じたのであるか、一言にしていへば、當局が動力需給

關係の見透しを誤算したことによる石炭増産工作の不徹底、電力資源開發の遅延などによると指摘し得る。しかし要の激増等により當初の目標とは全然逆の方向を辿り八月下旬ほとんど全國に對し配電制限を實施せざるを得なくなつた。しかもこの配電制限は法的根據に立つたものではなく、かつ的確なる計畫性を缺いてゐたため所期の目的を達するところまでには行かず、當局はその後になつてそれを是正すべく強權的調整令を出し給電順位を決定して需の全國送炭高は三千三百七十万トンで昨年同期に比し僅かに四十六万七千トン、歩合にして一分四厘の微増を見せたに過ぎない、従つて下半期に至つて需給の逼迫はますます深刻化した。この需給の逼迫を緩和すべく十月から石炭販賣取締規則が實施されガス發生爐用を初めその他一般資料炭の消費統制を行ふとともに他方配給の圓滑を期するため石炭共販會社を設立することになつたのである。

ガ ス

原料たる石炭が一分五厘方制限されたのでそれに應じたガスの消費節約が必要となり、十二月に入りガスの製造

配給供給制限に關する命令が發せられガス配給順位を決定、平均二割方の供給制限を實施してゐる。

以上の如く今回の動力制限は電力、石炭、ガスと各種動力にわたつてゐるがこれを煎じつめれば石炭の問題に歸着する。すなはち動力の九〇%を占むる電力もその幾割かは火力に依存してをり、湯水のため水力不足の場合は石炭に依存する度がいよゝ大きくなる。またガスの供給如何はその全部が石炭の確保如何にかゝつてゐる。この事實はわが國の動力政策と石炭政策とが個々に孤立することを許さず緊密なる關聯において動力政策が編成さるべきことを示唆するものであり。現在の動力資源問題の解決は石炭増産に待つ以外に途がない。しからば現下の石炭増産工作とは如何といふことになるのだが、當局は石炭増産對策として企業の合同、礦區の整理、資材、勞力の供給確保、高能率炭礦主義などをあげてゐるが、これまで現實に當局がとり來つた態度は甚だ手ぬるいものであつて問題解決の眞剣さと熱意が足りなかつたといはれても仕方があるまい。たとへば礦區整理問題についていへば整理統合すべき礦區が全國

至るところに存在してゐるにかゝはらず、その實行に冷淡であり、また勞力供給についていへば半島人の勞力移入が早くから決定されながら、具體的には何等施されたところがないなどはその實例である。徒らに抽象的方針を樹立したり文字を羅列することに満足すべき時代はすでに去り、戦時における限られた資材と勞力によつて最も効果ある増産工作を實施すべきであり、すなはち合理的な高能率炭礦重點主義の斷行を一日も早く實行に移すべきである。漫然たる總花主義は貴重なる資材、勞働力の徒らなる分散に過ぎない。今、戦時日本が要求するものは全體主義に立脚した合理的な重點主義である。このため當局は國家權力をより以上に發動せしめ強力なる指導統制をなすことを躊躇してはならない。さらに一步を進めては日滿支ブロック間の平戦兩時における石炭需給の趨勢を吟味し新情勢に對應する増産計畫を確立することも必要である。

カーバイド

配給統制規則

鑛工業ならびに漁業等の必要資材であり且つ合成化學工業および肥料工業の主原料たるカーバイドの需給關係は頃來極めて逼迫し今夏の電力不足からするその生産減少は益々需給の不圓滑を來しこれが各種重要産業に及ぼす影響は深刻なものがあるので商工省では豫てこれが適正なる配給と増産を期するためカーバイド配給統制規則の制定を急いでゐたがこのほど準備完了したので十八日臨時措置法に基づくカーバイド配給統制規則を公布即日施行することとなつた。同規則によればカーバイドの生産確保を圖るためには商工大臣は必要に應じ製造業者に製造數量を指定するほか配給の適正のためには日本カーバイド工業組合を共販機關として共同發賣を勵行せしめ一元的配給を行ふとともに需業者に對する配給に就いては陸海軍、地方廳、統制團體の發行する割當證明書を要することとした、しかして共販の

開始は十二月二十六日よりとし、割當證明書に依る配給の
實施は明年一月十六日よりとなつた、なほ石炭窒素用カー
バイドは同規則から除外されてゐる、いま同規則の要領を
示すと

一、カーバイド製造業者は商工大臣の指定數量を製造する
こと

二、カーバイド製造用電氣爐または變壓器の轉用、讓渡、
貸與、廢止には商工大臣の許可を要する

三、カーバイド製造業者のカーバイド自家消費は商工大臣
の定める用途別許容數量を超え得ざること

四、カーバイドを製造、輸入又は移入した者は商工大臣の
許可を受けた場合以外は日本カーバイド工業組合に委託
販賣すること

五、カーバイドを輸、移入した者は商工大臣の許可を受け
た場合以外は自家消費をなし得ず

六、地方長官または統制團體は需要者に對し商工大臣の定
むる數量の限度内において割當をなしカーバイド割當證
明書を發行する、軍需については軍において割當證明書

を發行する

七、商工大臣は必要に應じカーバイド製造業者または日本
カーバイド工業組合に對しカーバイドの供給命令を發す
る

等であつて生産、配給、消費に至るまで統制規定を設けた
ことは注目される、同規則全文左の如し

カーバイド配給統制規則

第一條 カーバイド（肥料製造業者が肥料製造用原料とし
て自ら使用するため製造するものを除く、以下同じ）の
製造をなす者（以下製造者と稱す）は商工大臣の定むる數
量のカーバイドを製造すべし

第二條 表造者カーバイドの製造に用ふる電氣爐または變
壓器を他の用途に轉用し、讓渡し、貸與しまたはその使
用を廢止せんとするときはその事由を具し商工大臣の許
可を受くべし

第三條 製造者はその製造したるカーバイド（本則施行前
に製造したるものを含む）を商工大臣の定むる用途別使
用數量を超えて當該用途に使用することを得ず

第四條 製造者またはカーバイドの輸入若しくは移入をなし
たる者はその製造し、輸入しまたは移入したるカーバイ
ド（本則施行前に製造し、輸入しまたは移入したるもの
を含む）を商工大臣の指定したる者（以下共販機關と稱
す）に委託して販賣する場合を除くのほか共販機關以外
の者に販賣（本則施行前になしたる契約に依る引渡を含
む、以下同じ）することを得ず但し特別の事情に依り商
工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 共販機關以外の者は製造者またはカーバイドの輸
入若しくは移入をなしたる者よりその製造し、輸入しまた
は移入したるカーバイド（本則施行前に製造し、輸入し
または移入したるものを含む）を買受けることを得ず但
し前條但書の許可を受け販賣するカーバイドを買受ける
場合は此の限に在らず

第六條 カーバイドの輸入または移入を爲したる者は商工
大臣の許可を受くるに非ざればその輸入しまたは移入し
たるカーバイド（本則施行前に輸入しまたは移入したる
ものを含む）を使用することを得ず

第七條 共販機關またはカーバイド販賣業（以下販賣業
者と稱す）は軍若しくは地方長官においてまたは商工大臣
の指定したる團體（以下統制團體と稱す）において發行す
るカーバイド割當證明書（以下證明書と稱す）と引換ふに
非ざればカーバイドを販賣することを得ず、但し左に掲
ぐる場合は此の限に在らず（一）内地における消費に充つ
る目的を以て買受けんとする販賣業者に販賣するとき

（二）臨時輸出入許可規則第一條の許可を受けたるとき
（三）特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき

第八條 カーバイドは證明書と引換ふるに非ざれば共販機
關または販賣業者よりこれを買受けることを得ず、但し
左に掲ぐる場合は此の限に在らず

（一）販賣業者が内地における消費に充つる目的を以て買
受くるとき（二）前條第三號の許可を受け販賣するカーバ
イドを買受くるとき

第九條 販賣業者はその使用せんとするカーバイドの數量
に相當する證明書に使用の年月日を示す消印を押捺する
に非ざればその所有するカーバイドを使用することを得

す

第十條 地方長官または統制團體はカーバイドを使用する者(以下需要者と稱す)または需要者の團體にして地方長官の指定したるもの(以下地方需要者團體と稱す)に對し、商工大臣の定むる數量の限度内においてカーバイドの割當をなすべし、地方長官または統制團體は前項の割當に基き證明書を發行すべし、地方長官または統制團體の發行する證明書は別記様式(略)に依る

第十一條 販賣業者は需要者または地方需要者團體より證明書と引換へにカーバイド買受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざればこれを拒むことを得ず

第十二條 證明書はこれを他人に譲渡しまたは他人より譲受くることを得ず、證明書を引換へ買受けまたは地方需要者團體より配給せられたるカーバイドはこれを他人に譲渡しまたは他人より譲受くることを得ず、但し地方需要者團體が證明書と引換へ買受けたるカーバイドを該當團體を組織する需要者に配給する場合、譲渡し若くは譲受くるカーバイドが一疋未滿なる場合または特別の事情

費(九)翌月より三月間におけるカーバイド製造用電力の月別取得見込量(自家發電電力の消費見込量を含む)

第十五條 共販機關は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

(一)前月中におけるカーバイドの買受先別品種別買受數量(二)前月中におけるカーバイドの販賣先別品種別販賣數量(三)前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量

第十六條 販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

(一)買受先の氏名名稱および住所、約定および受入の年月日、受入地ならびに買受けたるカーバイドの品種別數量および價額(二)販賣先の氏名名稱および住所、約定および引渡の年月日、引渡地、販賣したるカーバイドの品種別數量および價格ならびに引換へたる證明書の發行者および發行番號(三)毎月末におけるカーバイドの品種別在庫數量

第十七條 地方長官または統制團體は毎月十日迄に前月中におけるカーバイドの割當先別割當數量を商工大臣に報

に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十三條 商工大臣必要ありと認むるときは製造者または共販機關に對し供給先、供給數量及供給時期を指示してカーバイドの供給を命ずることあるべし、前項の場合に於いては第四條、第五條、第七條および第八條の規定はこれを適用せず

第十四條 製造者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

(一)前月中におけるカーバイドの品種別製造品量(二)前月中におけるカーバイドの用途別品種別使用數量(三)前月中におけるカーバイドの販賣先別品種別販賣數量(四)前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量(五)翌月より三月間におけるカーバイドの月別製造見込數量および月別用途別使用見込數量(六)前月中におけるカーバイドの原料および材料の取得數量、使用數量および前月末における在庫數量(七)翌月より三月間におけるカーバイドの原料および材料の月別取得見込數量および月別使用見込數量(八)前月中におけるカーバイド製造用電力の消費

告すべし

第十八條 カーバイドの輸入業者または移入業者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

(一)前月中におけるカーバイドの仕出地別品種別輸入または移入數量および價格(二)翌月より三月間におけるカーバイドの仕出地別輸入または移入見込(三)前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量、カーバイドの輸入業者または移入業者に非ずしてカーバイドの輸入または移入をなしたる者は遅滞なく輸入または移入したるカーバイドの仕出地ならびに品種別數量および價格を商工大臣に報告すべし

第十九條 カーバイドの移出業者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

(一)前月中におけるカーバイドの仕向地別品種別移出數量及び價格(二)翌月より三月間におけるカーバイドの仕向地別移出見込數量(三)前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量カーバイドの移出業者に非ずしてカーバイ

トの移出をなしたる者は遅滞なく移出したるカーバイドの仕向地ならびに品種別數量および價額を商工大臣に報告すべし

第二十條 共販機關または販賣業者その引換へたる證明書に引換後遲滞なく自己の氏名または名稱及引換の年月日を示す消印を押捺すべし共販機關または販賣業者は毎月十日迄に前月中に消印を押捺したる證明書の一部(甲號)を當該證明書を發行したる者に提出したる者に提出すべし共販機關または販賣業者はその消印を押捺したる證明

書の一部(乙號)を引換後または第九條の消印を押捺したる後一年間保存すべし

附 則
本則は公布の日よりこれを施行す但し第四條乃至第六條第十條、第十二條、第十四條、第十五條および第十八條の規定は昭和十四年十二月二十六日より、第三條、第七條、乃至第九條、第十一條、第十六條、第十七條、第十九條、および第二十條の規定は昭和十五年一月十六日よりこれを施行す

第二回鑛業報國強調週間報告書

鞍 手 鑛 業 所

本年十一月二十日ヨリ全月二十六日迄一週間第二回鑛業報國強調週間中ニ於ケル當所ノ實施事項別紙ニ依リ實施候

處概要左記ノ通りノ好成绩ニテ無事終了致候條及報告候也

記

十一月二十日

朝夕從業前坑内一、一九名、坑外三、二九名ニ對シ操込場ニ於テ所長代理松尾鑛務長ヨリ本週間中ノ趣旨ニ付訓示ス尙午前九時ヨリ山神社ニ於テ家族ヲ參詣セシメ式典ヲ執行ス

勞務係指導員ハ坑所内放送機ヲ以テ本週間中ニ於ケル毎日ノ行事ニ付通知シ尙鑛業報國人トシテノ吾人ノ覺悟ト

題シ講演ス

十一月二十一日

別紙實施事項ニ依リ實施シタル外配給所ニ對シ生活必需品ノ仕入及配給ニ付特ニ考慮スル様注意ヲ促ス尙本日ヨリ不用廢品ヲ蒐集方國防婦人會並各家庭ニ通知ス

十一月二十二日、二十三日、二十四日

生産品ノ増進ヲ「モットー」トシ災害防止、移動ヲ禁止、整備整頓ヲ充分ニスヘク各係員ヲ督勵シタル結果毎週大負傷者十六名乃至十七名ヲ出シタルモ週間中八十二名ニ止リ全ク文字通り全能力ヲ増産ニ傾注シ出炭率モ著シク向上シ毎週間ヨリ約〇、五ノ増産ヲ見タリ尙本日ハ午

前六時、午後六時ノ二回坑内從業員ヲ送迎シ其勞ヲ幅ビ尙午前九時ヨリ山神社ニ於テ災害防止祈願祭ヲ執行ス

十一月二十五日

別紙ニ依リ實施シ勞務係指導員坑所内巡視シ其ノ狀況ヲ見ルニ酒宴等爲シ居ル者皆無ニシテ克ク趣旨ニ遵ヒ居レリ尙本日蒐集セル廢品ヲ持參セシメ賣却セシ處約貳拾圓ヲ收得シタルニ付國防獻金ノ手續中

十一月二十六日

本日ハ一般公休日ニ付作業ヲ休止シ別紙ニ依リ實施シタリ。坑内勞務者ニ對シテハ精勤賞與以外ニ週間中滿勤者ニ對シテハ賞與トシテ鶴嘴其他ノ實物ヲ給與シタリ以上ノ如ク實施シタルガ本週間中ニ於ケル勞務者ノ轉出ハ雇入六六名ニ對シ五三名ノ退坑アリ當所トシテハ他日ニ比較シ大體ニ於テ鈔キ方ナリ尙採鑛係ニ於テハ坑内鑛夫ノ指導方法研究、並増産ニ對スル對策等ニ付檢討シタリ

自十一月廿六日 間鑛業報國

強調週間實施事項

十一月廿日 長期戰戰捷祈願

從業員ハ各操込室ニ於テ皇居遙拜國歌奉唱拜神ノ式ヲ行ヒ所長代理鑛務長ヨリ本週間中ノ趣旨ニ就テ訓示ス

家族ハ午前九時山神社ニ於テ式ヲ行ヒ勞務係指導員ハ放送機ヲ以テ本週間中ニ於ケル行事及之ニ處スル吾人ノ覺悟ニ付講演ヲ爲ス

十一月廿一日 物資ノ消費節約並活用

物資ノ需給ハ統制ニ統制ヲ加ヘラレ然カモ之カ配給ハ頓ニ減シラレタル結果物價ハ彌ガ上ニモ高騰ヲ示シ生活必需品ノ如キモ索連サレ從來ノ如キ生活方法ニテハ一日トシテ安閑ニ生活出來得サル状態ニアリ茲ニ於テヨリ以上ノ節約ニ節約ヲ重ネ之カ難局ヲ打開スルハ吾人トシテ又鑛業報國ニ從事スルモノ、務ナリ依テ之ガ生活方法ヲ改善シ營養價值ノアル然カモ安價ナル物ヲ選ビ研究ニ研究ヲシ然カモ万般ニ亘リ寸隙ノナキ生活ヲセサル可カラサルナリ依テ古物ノ

改修使用不用廢品ハ賣却シ報國貯金ヲ爲シ必需品以外ノ購入ハ絶對見合需給關係ヲ緩和シ物價騰貴ヲ抑壓スルコト

十一月廿二日 生産品ノ増進 (第一日)

鑛業報國會石炭ノ増産ヲ「モットー」シ本日ヨリ三日間突撃態勢下ニ於テ最高能率ヲ發揮スルヲ以テ坑内外各現場係ニ於テハ鑛夫ノ指導ニ付充分研究シ苟モ不平不滿ヲ拘カセ業務ニ從事セシムルガ如キコトナキ様指導シ傷病以外ハ絶對缺勤セス鑛業報國ノ精神ニ立脚シ全從業員打ツテ一丸トナリ全力ヲ能率増進ニ傾注シ鑛業報國ノ誠ヲ捧ケルコト

十一月廿三日 生産品ノ増進及災害防止並移動禁止整備

各現場係ニ於テハ生産力ノ向上ヲ「モットー」トシ併セテ災害ノ防止ニ努メル様セラルヘキナリ乃チ各現場ノ整備整頓ヲ充分ニナシ交代直ニ業務ニ從事出來得ル様準備シ兩方共ニ不平不滿ノナキ様引繼ヲ了スル様セラルヘシ一方鑛夫ヲ愛撫シ尙週間中ハ絶對移動セサル様指導セラレ度シ

十一月廿四日 生産品ノ増進及災害防止祈願

午前九時山神社ニ於テ災害防止祈願祭ヲ執行從業員及家族

參拜災害防止並増産祈願ヲ執行ス

尙本日ハ午前六時及午後六時入坑時坑内從業員ノ送迎ヲ實行シ和氣霽々裡ニ業務ニ從事セシムベク努力スルコト

十一月廿五日 生活刷新

從業員ハ各家庭ニ在リテハ第二世産業戰士ノ指導教育ニ力ヲ盡シ節酒節煙勵行無駄ナ生活ヲ排除スルコト特ニ酒宴等ハ絶對ニ避ケ主客共ニ自覺シ精神的ニ之ヲ守リ行フコト廢品ハ勞務係員ニ於テ回收シ國防獻金トスヘキニ付蒐集セルモノヲ持參スルコト

十一月廿六日 戰歿死者ノ英靈ヲ弔ヒ併而皇軍傷病將士ノ

平癒ヲ祈願及遺家族ノ訪問並慰安

午前九時ヨリ山神社ニ於テ皇軍戰歿死者ノ英靈ヲ弔ヒ併而戰病傷者ノ平癒ヲ祈願 遺家族ヲ慰問スル事午後六時ヨリ操込場ニ於テ活動寫眞ヲ映寫シ觀覽セシム

鑛業報國強調週間實施概況報告

實踐事項

第一日 月曜日(二十日)

武運長久祈願並ニ石炭増産日

(但シ公休日ノ前日(入坑率百パーセント))

敬神崇祖ノ誠ヲ致シ皇軍將士ノ武運長久ヲ祈願スル事、週間中ハ特ニ移動防止絶滅

第二日 火曜日(廿一日) (公休日)

戰死者遺家族慰問並ニ墓參日

(凡テテ衛生ニ掃除スル事)

我が社風ニ則リ事毎ニ銃ノ赤誠ヲ披瀝スルハ勿論吾等同胞就中我が礦應召者ニ後顧ノ憂ヒナカラシメザル事

第三日 水曜日(廿二日)

國産品愛用節約、節酒、節煙日

(機械器具大手入肝要)

先ヅ自己ノ家庭經濟ヲ確立シ決シテ台所ヨリノ悲鳴ヲ擧ゲルガ如キコトナキ様節約ヲ旨トシ一錢ノ金モ貯ヘテ力

西川鑛業所

自昭和十四年十一月二十日 至十一月廿六日(六日間)

強キ歩ミヲ持續シ以テ勤儉ノ實ヲ舉ゲル事

第四日 木曜日(廿三日)

勤勞増産報國日

無駄排除廢品ノ回收貯金獎勵實行

今後如何ニ擴大セラル、ヤ圖リ知レザル今日ノ時局ニ對シ吾等ハ産業人トシテ責務ノ愈々重且大ナルヲ自覺スルト共ニ一致協力勤勞ヲ以テ國家ニ報ズル事

第五日 金曜日(廿四日)

赤誠増産報國ノ日 (整理整頓日)

戰場ニ於ケル忠勇ナル將士ノ勞苦ヲ想ヒ益々銃護ノ護リヲ鞏固ナラシメ、其辛苦ヲ頌チ汝々トシテ業務ニ精進シ以テ君國ニ報ズル事

第六日 土曜日(廿五日)

事故ナシ安全増産ノ日

(怪我ナシ日注意力喚起肝要)

事變ハ相當永續スベク想定セラル一冷一熱ハ頗ル取ラザル處ナリ須ラク堅忍持久ノ覺悟ヲ以テ平靜諸事ニ當ル事

第七日 日曜日(廿六日)

石炭増産報國日 (能率増進ノ日)

事業ノ進展ニ伴ヒ石炭需要ハ益々大ナル吾等ハ全力ヲ舉ゲテ之ガ増産ニ努メ以テ石炭報國ノ實ヲ高揚スル事

第八日 月曜日(廿七日)

經濟戰強調ヲ含ム増産日 (愛護指導日)

第二世産業戰士ノ指導教育ニ力ヲ盡ス事

實踐行事ニ關ス件

一、十一月二十日ノ第一日ハ午前五時三十分ニ細井所長以下各職員並ニ従業員ノ家族及少年團員一同山神社參拜安
全祈願ヲ執行後操込廣場ニ於テ勞務者一同ニ對シ所長ノ訓旨講演アリ入坑者ヲ見送ル

二、爾後週間中ハ入坑者ニ對シ每朝坑内外職員並ニ従業員ノ家族及少年團員一同ノ見送り實行ス

三、十一月二十八日週間明け日ニハ各員打揃ヒ山神社へ參詣週間中ノ怪我皆無安全經過報告祭執行ス

四、十一月三十日及十二月一日ノ兩日ハ従業員ノ慰安會開催、左記

(イ)十一月三十日 自午後七時〇分至全十一時〇分四時間

山口縣ヨリ山根顯信講師招聘説教講演

(ロ)十二月一日 自午前八時〇分(三時間)至午前十一時〇分(三時間)

同講師講演

(ハ)十二月一日 自午後一時〇分(三時間)至全四時〇分

時局活動映畫會催シ

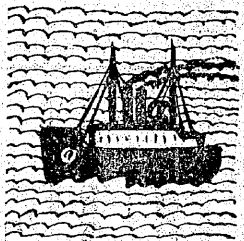
右終了

強調週間中ノ出炭豫算對照

種目	豫算高	實出炭高	差引出超	摘要
	三、八九二屯	四、〇八七吨	一九五吨	自二十日 内公休一日 至二十七日 就業七日間

強調週間中ノ負傷者數

日付	全輕傷	負傷人員重傷	合計人員
二〇日	ナシ	ナシ	ナシ
二一日	ナシ	ナシ	ナシ
二二日	ナシ	ナシ	ナシ
二三日	ナシ	ナシ	ナシ
二四日	一人	ナシ	一人
二五日	ナシ	ナシ	ナシ
二六日	ナシ	ナシ	ナシ
二七日	一人	ナシ	一人
合計	二人	ナシ	二人



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

遠洋は冬期に入り近海の船腹に多少の餘裕を生じた爲か九萬七千噸の増加により百八萬七千噸となつた。歐洲動亂も關係各國の虚々實々の作戦は恰も合縱連衡に終始した支那の戰國時代を彷彿たるものがあり、強食弱肉の地獄圖繪を現出してゐる。従つて戰局の膠着化、長期化は愈々確實になりつゝあり。英獨の潜水艦、機雷に依る商船襲沈は船腹飢饉に拍車を加へ、英國政府の公道運賃も徐々に値上に向つてゐる。

日米通商航海條約の被棄は明春一月廿六日を以て實施さ

れんとし、之に對しては最悪の場合を豫想し、萬端の準備を以て臨み飽く迄も本邦航權の擁護を戰時下の海運業者に課せられたる使命であらう。

ロ、近海

冬期に入り就航範圍の縮小により幾分遠洋に進出した。年末を控へ物資の荷動き旺盛にして辛くも需給のバランスを維持してゐる。

ハ、石炭

樺太炭は積取終了したれど九州、北海道の出炭旺盛にして多量の船腹を吸収してゐる。場所によりては早くも冬場レートが實行されてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四、八〇	四、八〇
川崎	五、五〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、二〇	三、二〇
敦賀	—	—
仁川	—	五、七〇

二、帆船運賃

帆船運賃は物價停止令により前月に變りない。夏期の最低値で運賃決定の爲冬期の荒天に際し採算極度に悪化し一部は比較的有利な他の方面に就航する故、若松港の船切れ頻發し石炭輸送に甚だしき蹉跌を來してゐる。運賃値上の要望はいよく切實になり、海運業者は荷主との談合により新協定運賃を定め、認可を當局に申請中である。

十二月若松港協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位壹兩ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			和歌山	三、九一	四、一〇
由良	三、六四	三、八二	大坂府		
梅井	四、〇三	四、三三	吉見	四、〇三	四、三三

兵庫縣	岸和田港内	岸和田港外
佐野	四、〇三	四、三三
堺	三、四一	三、七〇
尼ヶ崎	三、三〇	三、四〇
神戸	三、三〇	三、四〇
明石	三、三〇	三、四〇
二見	三、二一	三、三二
高砂	三、九一	三、九一
木場	三、九一	三、九一
網干	三、九一	三、九一
相生	三、八二	三、九三

岡山縣	廣島縣	
片上	二、九〇	三、〇四
鹿忍	二、八二	二、九六
岡山入	三、二二	三、三六
幸西	三、九一	三、〇五
彦崎	三、二六	三、三三
玉口	二、七四	二、八七
田ノ口	二、八〇	二、九三
玉島	二、七四	二、八七
牛窓	二、八一	二、九四
岡山浦	二、九一	三、〇四
宮ノ浦	二、九一	三、〇四
小野	二、八二	二、九五
宇野	二、八二	二、九五
日比	二、八二	二、九五
味野	二、八二	二、九五
笠岡	二、八二	二、九五

福山	二、七〇	二、八二	福山川入	二、八二	三、〇二	堀江	二、五〇	二、三三	高濱	二、八六	二、五〇
尾ノ運	二、五〇	二、三三	因ノ島	二、五〇	二、三三	三津濱	二、三三	二、三三	長濱	二、三三	二、三三
三原	二、五〇	二、三三	糸崎	二、五〇	二、三三	宇和島	二、五〇	二、三三	八幡濱	二、五〇	二、三三
阿賀	二、五〇	二、三三	竹原	二、五〇	二、三三						
廣島川入	二、四七	二、三三	宇品	二、三三	二、三三						
山口縣											
岩國	二、〇二	二、三三	今津川入	二、三三	二、三三						
三田尻	一、九一	二、〇〇									
徳島縣											
徳島	三、四三	二、五九	小松島	三、三〇	三、三三						
撫養	三、三〇	三、三三									
香川縣											
小豆島	二、八二	二、九七	高松	二、五五	二、八六						
林田	二、五五	二、八六	坂出	二、五五	二、八六						
丸龜	二、五五	二、八六	多度津	二、七二	二、八四						
觀音寺	二、五五	二、八六									
愛媛縣											
川ノ江	二、八二	二、九七	西條	二、五五	二、八六						
新居濱	二、五五	二、六九	壬生川	二、八二	二、九四						
今治	二、三三	二、五〇	菊間	二、五〇	二、三三						

備考

一、各地行共二五〇匁以上、上記運賃ヨリ貳貳錢引キノ事

二、各地行共陸下が瀬取へ上記運賃ヨリ貳參錢引キノ事
(但シ錢以下四捨五入)

三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノハ上記運賃ヨリ貳參錢増シノ事

景 報

地方共販遂にお流れ

全國石炭販賣業者聯盟では既報のごとく商工省の地方共販會社案に反対し政府案に代るべき地方配給機構整備案を提出したが、商工當局においても石炭配給業務の複雑性にかんがみ地方共販會社案の強行を断念し營業者側の代案に承認を與へるにいたつた。よつて業者側では同案の具體化に着手することとなり目下全國を東京、大阪、名古屋若松の四地區に大別して各地別に府縣を單位とする統制機構確立を協議中であつたが東京地區においては東京石炭統制組合が主催して五日九ノ内會館で東日本石炭販賣業者大會を開き一道十七府縣代表出席して協議を行つた結果左のごとく決定をみるにいたつた。

一、各道府縣別に一統制組合または一會社を設立すること。

新に機構案を樹立

一、組合員資格はその地方の實情に應じ決定すること。

二、設立されたる組合は全國石炭統制組合聯合會に加盟すること。

三、各道府縣では來る二十日までに組合または會社を結成、中央に報告すること。

石炭配給制

若松地區新機構

第二共販の流産に伴ひ全國石炭統制組合聯合會を主體とし東京、大阪名古屋、若松四地區別に府縣單位の新機構を設立することに、若松地區は、九州山口縣を包含し、午後二時から若松合同石炭で、各縣既存組合代表者出席これが設立協議會を開催し中平合石常務より共販問題經過並に商工當局の懇願事項を報告し新統制機關設立の具體案を見ることになつたが同地區の方針左の通り。

一、福岡縣は若松合同石炭を以て新統制機關として縣下業者を株主として第一共販より石炭割當を受ける。

二、その他各縣は縣單位或は二縣一機關(宮崎、大分の如き)を設ける但し新統制機關は商業組合なる見込み。

三、第一共販の運用は明末以後と豫想これに伴ふ石炭割當は現行切符制度と重複の虞れあり同制度廢止を要望す。

二號炭の採取

組合で行ふ

るなほ九日午後一時から代議員會を開き新
豫算を成立する。

半島坑夫の移入は

明年更に強化

鑛山の勞力不足に對する短期勞力の供給即
ち農閑期を利用しての農村方面からの一時
的勞力供給は本年度は早害のため豫想以上
相當量の勞力供給があり半島勞力の移入と
相俟つて目下のところ一時的緩和状態にあ
るが來年度は政府の產物増産計畫と肥料の
不足に伴ふ堆肥の處理に相當長期間を要す
るためこの短期勞力は本年度より遙かに減
少、勞ひ大量の半島勞力移入によるほか不
足勞力補填の方法なく、福岡鑛山監督局で
は近く厚生省ならびに企畫院に對してさら
に一層大量の半島勞力移入許可方を申請に
決定、たゞ現在すでに半島人鑛夫を使用し
てゐる鑛山中にはまだ、勞務管理につき
遺憾の點あり、福岡局では來年度の大量半
島勞力獲得の見地からこれら不備の點を一
掃、萬全を期することになり近く半島勞力
移入希望鑛山に對し注意を促すことになつ

た(日鑛)

古河合名會社

増炭計畫を議論

さきに藏内鑛業株式會社の解散後その所有
鑛區全部を一括繼承した古河合名會社は今
回炭業部門に擴足を伸ばすこととなりその
第一歩として大峯鑛業所を新設して石炭大
増産計畫を樹立、出炭對策に強力な歩みを
踏み出すこととなつた。

同鑛區は福岡縣田川郡の南部において添
田、川崎の二町と大任村の一部に跨る十
鑛區四百六十二萬七千二百坪中に上石の
累層六層合計十四層の可採炭層をもつ、
そのうち採掘に着手せるものはその半ば
にすぎずといはれ残存炭量は一億三千萬
噸と推測されてゐる。

今回古河は添田町に大峯鑛業所を新設して
各鑛業所および藏内より繼承の經驗者を動
員し新陣容をもつて生産擴充計畫に邁進す
ることとなつてゐるが、事業計畫としては
第一期事業昭和十六年末までに北部大峯炭
鑛の三倍増産をはかるが企業費總額約一億

圓の見込、第二期事業往時濫掘の影響で灌
漑時期の浸水に悩んでゐる中部峰地炭鑛の
防水計畫と南方野田鑛區の開発計畫を研究
中である、これが實現の暁には更に數十萬
噸の増産が豫定されてゐる。

全國鑛山、工場

厚生對策決定す

事變勃發以來本邦の工業界は擧げて生産力
擴充重點主義をこつてり昨今益々その傾向
を濃化しつゝある、これがため勞務の適正
配置を中核とした勞務動員計しも必然的に
生産力擴充に向けられ自由意思に基づく勞
働部門に至つて少くなりつゝある、而して
低物價政策の強行は或ひは賃金臨時措置令
となり之等は兩々相俟つて労働者の精神的
物質的兩生活を脅威壓迫する點至つて明瞭
であるため災害の増大結核その他の病人等
勞動力維持培養、生産力擴充の點から見て
頗る憂慮に堪へない現状なので厚生省労働
局指導課では勞働力の維持培養の基本とな
す厚生施設をなすには根本的に全國工場鑛
山の現状を明瞭にしこれに立脚して勞務者

の福利對策をなすに如くはないので去る九
月以來鋭意研究立案してゐたところ十日原
案が勞務局長會議で正式可決をみたので
近く各府縣工場課に依頼全國勞務者五十人
以上使用の工場、鑛山約一萬につき昭和十
四年十月十日現在をもつて本邦始まつて以
來の徹底的大調査をなし今年末までには完
了する事となつた、工場、鑛山厚生施設調
査内容の主なるものは次の如くである。

- (一) 教養施設、學校施設、季節道場、
修養團體、講習會、講演會、圖書
閱覽施設その他
- (二) 經濟施設、共濟救濟施設としては冠
婚葬祭等に於ける給與、金融等につき
住宅施設、作業服其他の給與、住
宅建築獎勵施設等
- (三) 慰安娛樂施設、俱樂部、音樂隊等
有無、映畫觀劇、運動會、圍碁將
棋、農園等
- (四) 保健施設、醫療施設、保育施設、
食堂施設、浴場施設、理髮施設等
(日本鑛業)

眞剣な燃料節約

自家用風呂廢止運動

燃料節約のため自家用風呂廢止——直方市
は過日の經濟戰強調運動協議會席上有志
から提唱された自家用風呂の廢止問題につ
き直方署と慎重協議中であつたが、石炭は
じめ諸燃料不足の折柄、市民が各戸に自家
用風呂を有つことは勿體ないことであるか
ら、この際自家風呂を廢止して共同浴場(一
錢湯)の利用を勸奨し、少しでも「燃料節
約」に協力しようといふことに方針を決定
近く市から自家用風呂の所有者に對し出來
るだけ家庭風呂は使はずに共同浴場に出か
けて燃料節約に協力されたい旨の依頼狀を
發することになつたが、これを併行して共
同浴場の設備改善にも乗り出し錢湯營業者
を不日直方署に招致して浴槽、流し場の設
備充實、盜難防止のため脱衣箱に鍵の使用
勵行などを命ずることになつたが、家庭風
呂については一ヶ月も二ヶ月も入浴の出來
ぬ第一線勇士の勞苦を想うて少々の不便は
忍んで廢止を實行して共同浴場に出かける
よう希望してゐる(大朝)

増産に拍車

炭坑の合併、讓渡盛ん

最近筑豊炭田には盛んに鑛業權の移轉が行

はれ炭坑の讓渡や合資合併するもの多く購
題になつてゐる福岡鑛山監督局直方支所管
内では本年における讓渡や合資合併の炭坑
を見て大きいところで古河合名會社の
田川郡藏内鑛業大峯炭坑買収を筆頭に日滿
鑛業の鞍手郡藤井鑛業新尾炭坑合併、秋
に入つては旭肥料會社の直方市新高江炭坑
買収があり、またこのほ松尾三藏代議士
の直方市新山部炭坑買収が行はれるなど大
口ですべて四件の買収、合併があつた、石
炭好況時代にかく頻りに鑛業權の移轉が行
はれる原因については讓渡または合併する
炭坑が現在の資本乃至設備では當局の要求
する出炭増加が困難で到底割當てられた増
産計畫を完遂するにはこの際相當の資本増
資、施設擴充が必要となつて來るので、こ
に炭坑の讓渡、合併の實現となつたものら
しくみられ事實また新經營者の手に移つた
炭坑では相當巨額の資本が投下されて大規
模な施設擴充が行はれて増産計畫完遂の態
勢は整ひつゝあり期待されてゐる(大毎)

鑛山の電氣災害防止

成案を急ぐ福岡鑛山監督局

鑛山爆發の主因をなす電氣災害の防止對策

として、先般來福岡礦山監督局では坑内電
氣工作物規程の制定、監督権の一元化と監
督指導の強化、電氣機器使用取締り並に礦
業施業案その他これらに伴ふ礦業警察規則
の改正案に就て、現地の實情と視み合はせ
て慎重研究中であつたが、そのうち電氣工
作物取締規程及び礦業警察規則の改正要點
を(左記記載)に決定したので、近く取り急
ぎこれらを中心として新規程成案を纏め上げ
中央に具申、目的達成を期することとなつ
たが、本案實施の嚆には礦山爆發事故も大
部分防止し得るものと囑目されてゐる。

一、礦山電氣工作物取締規程作成要旨
①坑内に施設する電氣工作物規程とし、

坑外に於ては現行規程によること②坑内
では一般に濕氣の爲絶縁抵抗の自然底下
著きを以て原則として「ケーブ」線を使用
せしめ尙第四種を使用の時は二・〇米以
上の點に架渉せしむることと但し三〇
「ボルト」以上には電撃の危険なきものと
認め線種は自由③電撃災害を僅少ならし
める爲人の觸るを虞ある工作物の外被金
屬體は接地せしむる④高壓、低壓線の配

線工事に當て現行工作物規程による電線
相互間又は他の金屬體よりの離隔距離の
制限を撤廢坑内の實情に適合せしむる⑤
「キヤブダイケイケーブル」の使用を認め電
氣の利用を容易ならしめる⑥爆發の虞あ
る礦山では耐爆機器を使用せしめ且つ工
作物規程に依る變壓器の二次側接地は地
絡電流の火花發生で爆發を起す危険ある
ので之を禁止する
二、礦業警察規則に就て、電氣工作物施設
は認可制とし保守の良否を知る爲絶縁抵
抗の測定結果を年報月報として提出せし
める。(福日)

炭坑を視察し

業者と懇談

石本陸軍省資源課長

陸軍省資源課長石本五雄大佐は四日朝小倉
着、野上互助會名譽會長、和才同理事、東
邦龜山礦業所長、瀬田理學博士らに迎へら
れ互助會所屬炭礦視察のため香月町大隈礦
業所で金丸常務、竹内礦長が坑内の現況
を聴取し坑内に降り互助會所屬炭礦中の代

表的薄層殘炭掘の苦心や坑外掘炭場、新坑
などを調査激勵し、午後は東邦鞍手礦業所
に至り現況を聴取、増産法に基づく礦區整
理の必要を痛感、さらに坑内に降り地下
千尺の稼業場で半島人の活動現場を視察、
親しく勵まし採炭場、積込場を調査午後六
時八幡市に入り千草における石炭問題座談
に出席野上、中島、和才、山形各重役、
理事など増産對策を中心に質問應答を重
ね同夜八幡に一泊五日午前十時から小倉工
廠を視察した(大毎)

井陘中興兩炭礦

會社創立の目鼻つく

北支石炭資源の開發については數個の炭田
ブロックに分ち北支開發會社の子會社を設
立する方針の下に興亞院華北連絡部北支開
發會社ならびに臨時政府などの間にかれて
折衝が進められてゐたが日滿支經濟ブロッ
ク内の石炭生産増加の急務なるに鑑み最近
は現物出資その他の點から會社設立の容易
なるものから逐次會社を設立する方針の下
に折衝を續けた結果井陘、中興兩炭礦會社

の創立は年内中に諸般の手續を了へ一月中
旬には新會社設立の目鼻がつくに至つた

▽井陘炭礦は日支合辦資本金二千五百萬圓
日支折半出資の管で日本側の出資すべき
千二百五十萬圓の割合は北支開發三、貝
島炭礦二であつて礦區は井陘、正豊及
び六河溝の三である。

▽中興炭礦は日支合辦資本金二千萬圓日支
折半出資日本側の出資すべき一千萬圓の
割合は北支開發三、三井礦山二で中興
炭田の開發を擔當する豫定である

なほ大同炭田開發に當るべき大同炭礦に關
しては蒙古聯合自治政府北支開發滿鐵など
の間に協議が進められた結果當初の豫定た
りし資本金六千萬圓を四千萬圓に變更した
ためこれも近く日蒙合辦双方折半出資で設
立するものと見られてゐる。(大朝)

半島人労働者指導

筑豊炭田努力

筑豊炭田に十月來大量に移入を試みて居る
移住半島労働者の移住後の状況に關しては
各所轄署に於て調査中であるが最も良好の
成績を収めつゝある飯塚署管内の状況調査

切て居る。(九日)

石炭仲仕賃金値上げ

問題臨時雇入中止で反撥

若戸海陸石炭仲仕小頭組合より同荷役諸員
業者を通じて荷主側に要望中の石炭仲仕賃金
値上(戦時手當増額)問題に對する荷主側の
回答は十二日午後三時若松石炭商組合にお
いて荷主側委員と荷役諸員代表組合代表牧野
組合長、川原、濱田諸氏が會見して行はれ
小頭組合の決議文を荷主側に手交したに對
し荷主側では政府の低物價政策による

九・二八物價の法令を無視する譯にはゆ
かねので、當局の諒解ない限り賃金増額
は出來ぬと

要求拒絶の回答をした、牧野組合長は同午
後四時半小頭組合役員に右回答内容を報告
し、小頭組合では引續き對策協議の結果、
荷主側に通告した、同組合の決議にもこづ
き同日より各荷役、作業共に臨時仲仕雇入
れを中止し、常用仲仕のみをもつて作業を
續行することになつた

すなはち臨時仲仕雇入れに協定賃金以上
の増金を小頭業者が負擔し、辛うじて應

急荷役など行ってきたが、今後は荷主側の回答をのま、鸚鵡返しに九・一八物價を破らぬ範圍で作業を行ふといふので、

側「あり」と小頭組合側より荷主側に通知してある
若松港石炭荷役の影響につき成行を注目されてゐる、なほ請負業組合では同問題に關

し出福、縣當局に實情を具申し意向を打診する模様である。

資源開發に對する感懷

九大教授
工學博士
今 井 弘

ドイツのミュンヘンに世界一の科學工業博物館がある。此般博物館の設立は一九〇三年に着手、一九二五年に完成されたものである。此の二十餘年の間には、一九一四年から四年間に亘る世界大戰に國運を暗し、更に戰後には未曾有の經濟難に遭遇して、マーク紙幣が紙屑同様にしか認められぬ憂目を見たのであるが飽迄當初の計畫を棄てず、ドイツ人自慢の頭張りを押通して遂に此の偉業を達成したのである。一九二七年、其の完成後久しからぬ頃に筆者はミュンヘンに滞在して、時折此の偉大な博物館を訪れる機會を得た。何時行つて見ても十歲餘の少年が手帳片手に熱心に見學して居る光景が見られた事は、當時も少からぬ感慨を興へられたものである。爾來十有餘年、ドイツの國內事情は全く新しくなり、國力は急速に増大し、遂に再び第二次歐洲大戰を惹起するに至つたが、それにつけても思ひ出されるのは、あの頃、あの博物館で學んで居た少年達が今頃は立派な青年になつて、母國の發展と擁護に重要な役割を演じて居るだらうと云ふことであつて、何となく其の光景が眼底に映つる様な心地がする。